

令和6年度版（2024年度版）

# だいたいの環境

（環境白書・令和5年度年次報告書）



## 大東市

○本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針及びだいたいのグリーン調達方針の判断基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示：紙ヘリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみを用いて作製しています。



## は し が き

「だいたいの環境」は、平成 18 年（2006 年）に制定した大東市環境基本条例第 12 条に基づき、大東市の環境施策の進行状況等を年次報告書として作成し、公表するものです。

### 大東市環境基本条例（抜粋）

（年次報告等）

第 12 条 市長は、毎年、環境の状況並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 「大東八景」

大東八景は、市制 30 周年を記念して市民のみなさんからの公募により選定したものです。本書に使用している画は、日展会員の日本画家川人勝延氏が、市民のみなさんに大東八景を親しんでもらおうとスケッチされたものです。

表紙絵： 大東八景①萌える草地 「寝屋川治水緑地」

洪水を一時的に貯留する治水機能と運動広場等の公園機能をあわせもつ市内で最も広い憩いの場。スポーツを楽しむ家族連れの歓声や子どもたちが緑の広場を駆け回って夢を追う姿は和やか。



# 目 次

第1章 概要	
第1節 地勢と気候	1
1. 地勢	1
2. 気候	2
第2節 人口及び世帯数の推移	2
第3節 土地利用	3
第4節 上水道及び下水道	4
1. 上水道の使用状況	4
2. 下水道の普及状況	4
第5節 環境行政の体制	5
1. 組織・体制	5
2. 大東市環境審議会	5
3. 大東市環境侵害紛争処理委員会	6
4. 大東市環境との共生推進本部	6
5. 大東市環境基本条例	7
6. 大東市環境基本計画	7
第2章 公害の現況・対策	
1. 大気環境	11
2. 水環境	14
3. 騒音・振動	16
4. 地盤沈下	18
5. 悪臭	19
6. ダイオキシン類	19
7. 公害苦情	21
8. 北河内公害・環境行政研究協議会	21
第3章 地球温暖化対策	
第1節 省エネルギーの推進	25
1. 大東市地球温暖化対策実行計画～だいたいの脱炭素戦略～	25
2. 2023年度実績	25
3. 大東市ゼロカーボンシティ宣言	26
4. 緑のカーテン	26
5. 雨水タンク	27
6. 環境家計簿	27
第2節 再生可能エネルギーの導入促進	27
1. 太陽光発電システム	27
第4章 循環型社会に向けての取組	
第1節 ごみの現況	31

1. ごみの排出量.....	31
2. ごみの減量・リサイクル.....	31
第2節 市役所の取組.....	34
1. グリーン調達.....	34
2. 庁内ごみの減量.....	35
第3節 し尿の現況.....	35
1. し尿処理.....	35
第5章 環境教育・環境学習	
第1節 環境教育・環境学習の支援.....	37
1. 環境副読本「大東のかんきょう」.....	39
2. 出前講座.....	39
第2節 人・つながりづくり.....	39
1. こどもエコクラブ.....	39
2. 大東シニア総合大学環境学部.....	39
第6章 環境美化	
1. 空き地等の適正管理.....	43
2. 愛がん動物の適正な管理.....	43
3. 屋外広告物対策.....	43
4. 地域美化清掃.....	43
5. ごみの不法投棄.....	43
6. ポイ捨て禁止啓発事業.....	43
7. 衛生害虫.....	43
資 料 編	

# 第1章 概 要



大東八景 ②叙情の水郷 「御領水路」

水路にそって段倉が建ち、今でも田舟が浮かぶ。のどかな田園風景の昔がしのばれて懐かしい。



## 第1節 地勢と気候

### 1. 地勢

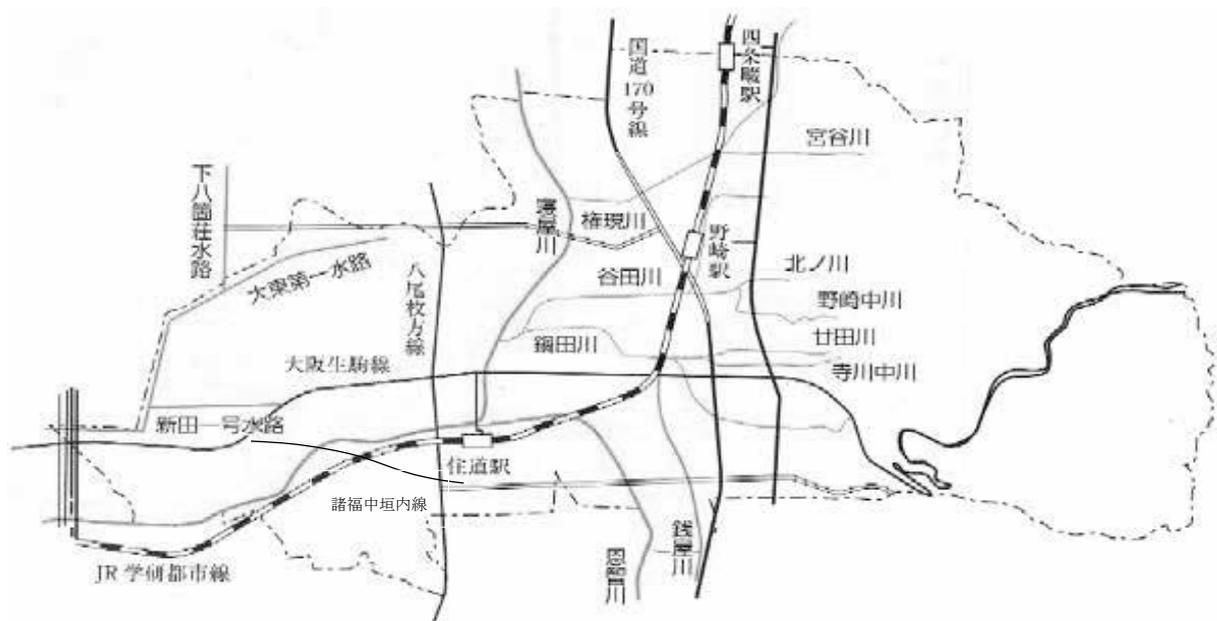
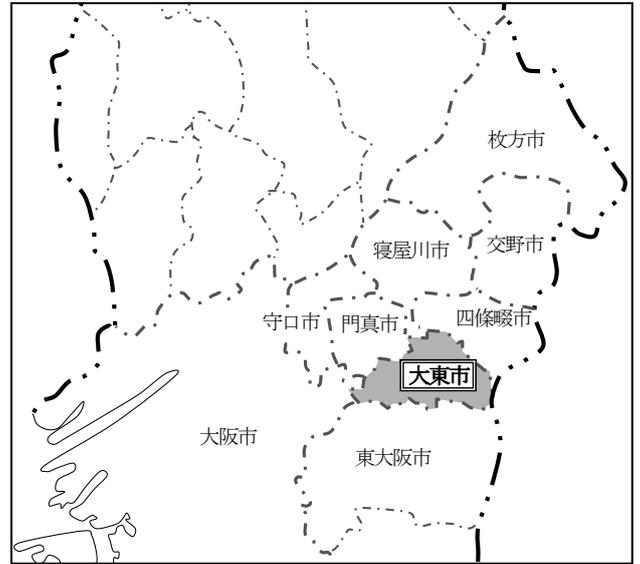
本市は、大阪府の東部にあって、河内平野のほぼ中央に位置し、西は大阪市、北は門真市・寝屋川市・四條畷市、南は東大阪市、東は生駒山系を境に奈良県に接しています。

面積は 18.27km<sup>2</sup>であり、東西に 7.5km、南北に 4.1km の広がりがあり、府内 43 市町村の中で面積では 30 番目の大きさとなっています。また、市域は、府道枚方富田林泉佐野線をはさんで、東部は「金剛生駒紀泉国定公園」を含む山間部が占めており、西部には海拔 3m 以下の平野部が広がっています。

大阪市内及び京都府南部方面へは、JR 学研都市線（JR 東西線）で結ばれ、道路も市のほぼ中央を南北に外環状線（国道 170 号線）、東西に府道大阪生駒線が走り、交通の便に恵まれています。

市域の約 1/3 が山間部であり、飯盛山と生駒山に連なる金剛・生駒山系は「金剛生駒紀泉国定公園」に指定されています。

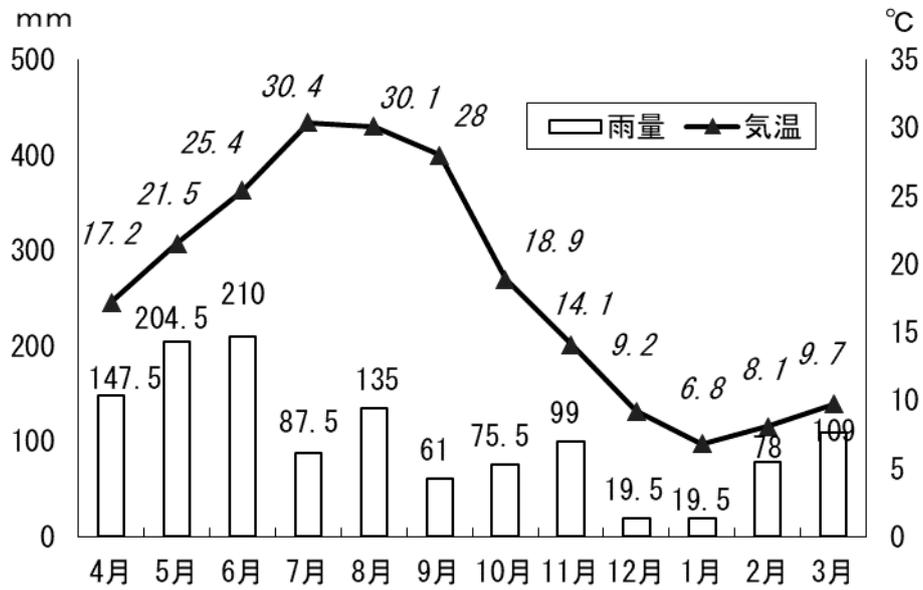
河川は、一級河川である「寝屋川」「恩智川」「鍋田川」「谷田川」「権現川」をはじめ、多数の河川と水路が張り巡らされています。市街地中央部を流れる「寝屋川」「恩智川」は、かつて水害をもたらした天井川ですが、現在は高さ 3m を超える護岸堤が整備され、一部で垂直緑化や壁面絵画の回廊を施しています。



## 2. 気候

気候は年平均気温 18.2℃、年間総雨量 1,246mm で瀬戸内式気候に属し比較的温暖な気候となっています。

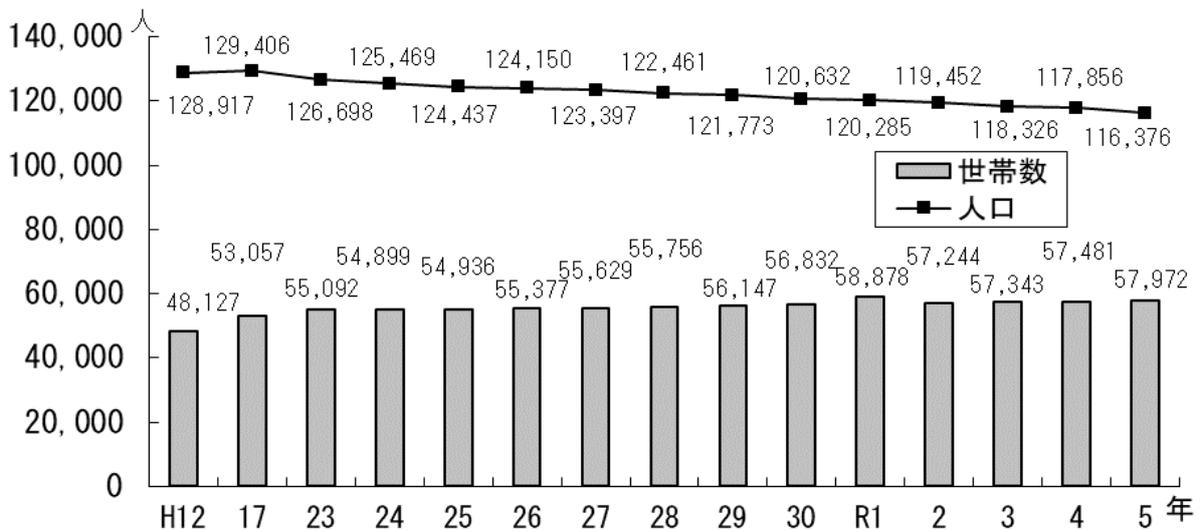
気温と降水量の推移（令和5年度）



資料：大東四條畷消防組合

## 第2節 人口及び世帯数の推移

昭和31年に住道町、四条町、南郷村の2町1村が合併し、当時の人口は30,261人でした。その後ベッドタウンとして、昭和35年から45年の10年間に人口が急増しました。その後も年々増加を続けてきましたが、平成7年頃から人口はほぼ横ばいになり、近年はゆるやかな減少傾向にあります。令和5年12月末現在人口は116,376人で、世帯数は57,972世帯となっています。



平成12年までは、国勢調査による。

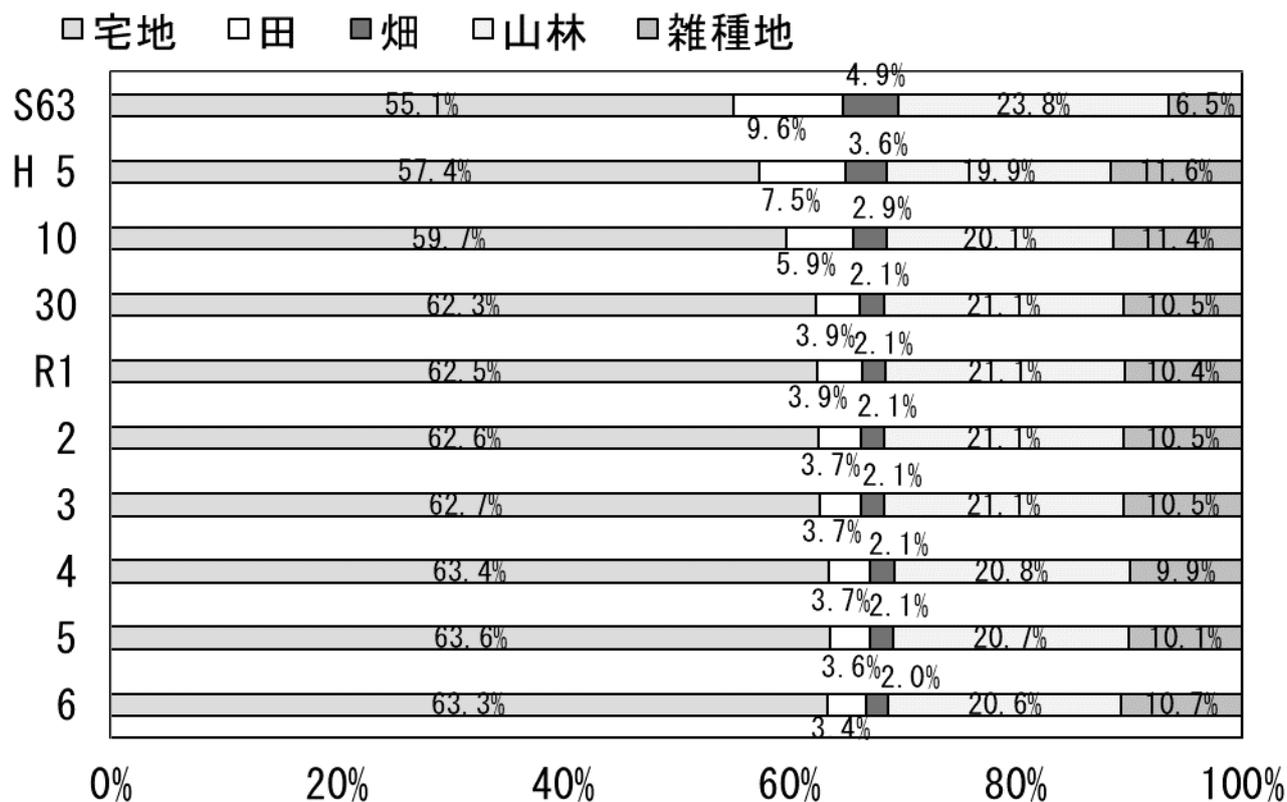
平成17年以降は12月末現在の人口と世帯数。（外国人登録含む）

### 第3節 土地利用

本市の土地利用は、昭和40年以降の急激な人口増加によって、都市化が進み、農地や森林の面積が大きく減少し、工場用地を含む宅地、道路及び公共施設用地等が増加しました。課税分の地目別面積の割合をみると、現状は「宅地」が6割を超え、次いで「山林」が2割を超えています。

年次別の推移をみると、「山林」は昭和60年代までは23%を超えていたものの、近年は約21%と2ポイント程度少なくなっています。また、「田」と「畑」についても昭和年代は合わせて20%程度を占めていたものの、近年は7%以下とその割合が小さくなっています。

土地の地目別面積（課税分）の割合の推移（各年1月1日現在）



注) 四捨五入しているため100%にならない場合があります。

資料：課税課

本市域の緑地面積は市域の約3割を占めていますが、その大部分は生駒山系の樹林地です。市街地では、大東中央公園をはじめ、末広公園、南郷公園、東諸福公園などの公園整備に積極的に取り組んだ結果、その面積は44.22haとなり、一人当たりの都市公園面積も3.6㎡/人となっています。

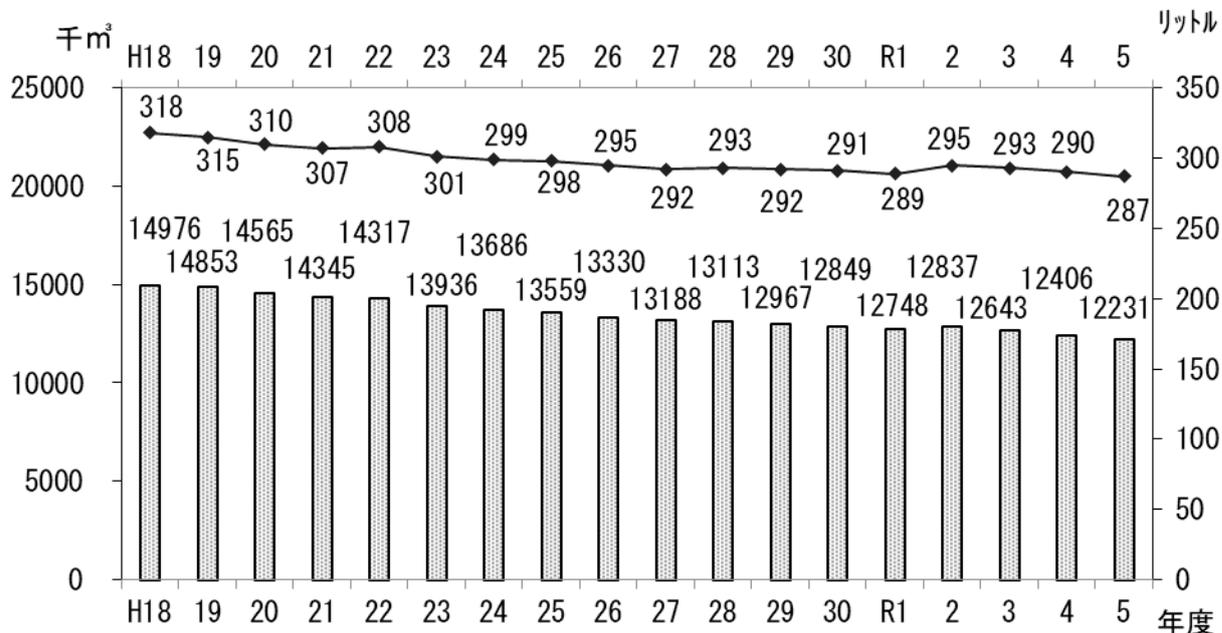
項目	平成11年	平成28年
緑地面積	489.3ha	539.9ha
市域に対する緑地の割合	26.8%	29.6%
都市公園面積	21.0ha	44.22ha
都市公園一人当たりの面積	1.5㎡/人	3.6㎡/人

資料：大東市緑の基本計画(平成29年9月策定)

## 第4節 上水道及び下水道

### 1. 上水道の使用状況

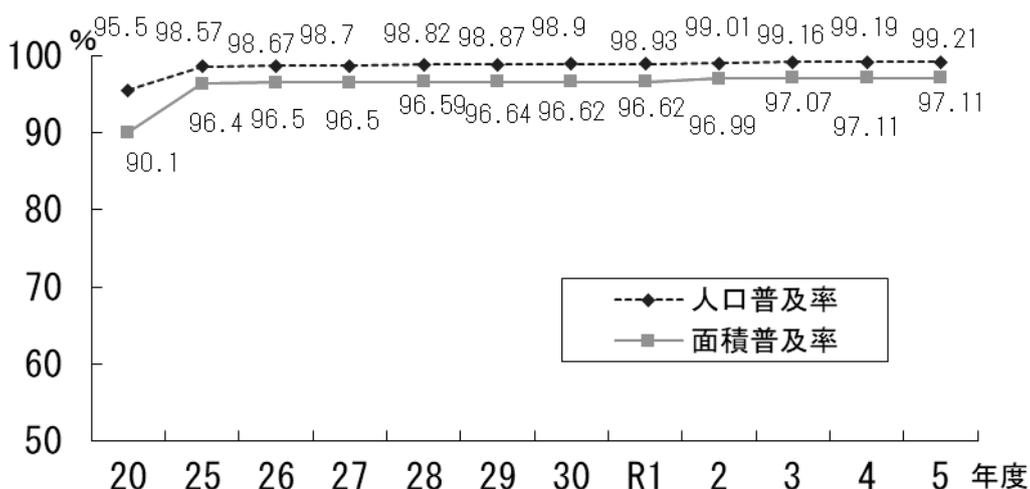
令和5年度の上水道の総給水量は12,231千 $m^3$ 、1人あたりの1日の給水量は287リットルと前年度より微減しております。



資料：大東市水道事業概要

### 2. 下水道の普及状況

令和5年度末の公共下水道における、人口の割合でみた普及率（人口普及率）は99.21%で、計画面積（1,239ha）に占める割合（面積普及率）は97.11%と普及率のみ微増となっております。

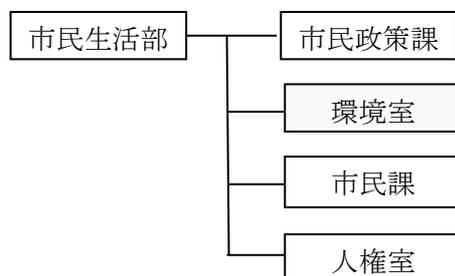


※数値は少数第2位を四捨五入しています。

## 第5節 環境行政の体制

### 1. 組織・体制

大東市では環境行政の事務・事業を、市民生活部環境室が所管しています。



(令和5年4月現在)

### 2. 大東市環境審議会

大東市環境審議会は快適でうるおいのある豊かな環境の保全及び創造等に関する事項を調査審議するために、環境基本法及び大東市環境基本条例に基づき設置された市長の附属機関です。

令和5年5月1日現在、委員は15名です。

選任種別	氏名	所属
市民	玉置 善春	大東市区長会
	北田 勉	地域ボランティア
	高橋 洋	地域ボランティア
	河村 共之	公募委員
	中原 登	公募委員
	木村 なみ江	公募委員
市内民間企業 勤務者	吉村 悦子	大東商工会議所
	東野 遼太	株式会社都市樹木再生センター
	三ッ川 卓生	リュクス株式会社
学識経験者	花田 真理子	大阪産業大学
	濱崎 竜英	大阪産業大学
	花嶋 温子	大阪産業大学
	赤田 太郎	四條畷学園短期大学
関係行政機関 の職員	田村 友宣	大阪府環境農林水産部
	葛城 真美子	大阪四條畷保健所

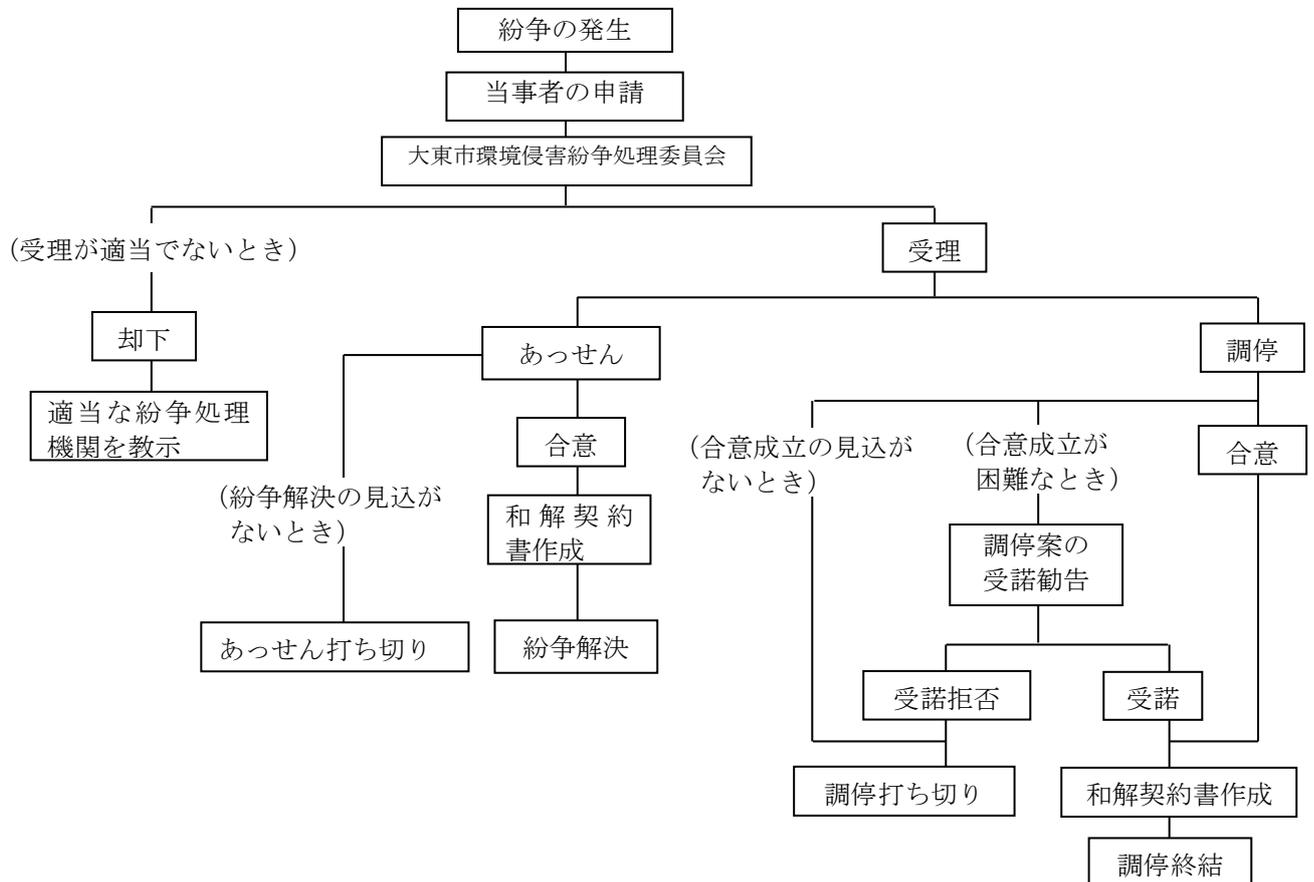
### 3. 大東市環境侵害紛争処理委員会

大東市環境の保全等の推進に関する条例第 63 条の規定に基づき、環境侵害に係る紛争を解決するために、あっせん及び調停を行う機関として、大東市環境侵害紛争処理委員会を設置しています。

令和 5 年 6 月 1 日現在、委員は 6 名です。

選任種別	氏名	所属
学識経験者	濱崎 竜英	大阪産業大学
	高浪 龍平	大阪産業大学
	寺内 則雄	弁護士
	岡澤 成彦	弁護士
環境紛争処理 経験者	森 進	東大阪簡易裁判所民事調停委員
	山脇 優子	土地家屋調査士

<環境侵害紛争処理手続の概要>



### 4. 大東市環境との共生推進本部

大東市環境基本条例第 28 条に基づき、市の環境施策の総合的なマネジメントを行うための推進体制を整備するため、平成 16 年度から設置している大東市環境にやさしいまちづくり推進本部と平成 12 年度から設置している大東市地球温暖化対策実行計画推進委員会を統合し、大東市環境との共生推進本部として新たに平成 18 年度から設置しています。

## 5. 大東市環境基本条例

本市では、都市・生活型公害や、地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題といった今日的な環境問題に対し、市民、市民団体、事業者、行政が共通の認識のもと、それぞれの立場から環境問題に総合的かつ計画的に取り組めるよう、基本的な理念や役割、施策の枠組み等を明らかにした「大東市環境基本条例」を平成18年3月に制定し、6月5日（環境の日）から施行しています。

## 6. 大東市環境基本計画

大東市環境基本条例の考え方を踏まえた具体的な行動計画である「大東市環境基本計画」（平成18年7月策定）の期間満了に伴い、第2期大東市環境基本計画を新たに策定し、平成28年4月からスタートし、令和3年3月に中間見直しを行いました。下図のように「快適でうるおいのある豊かな環境を創り、守り、育て、伝えていく まち だいとう」という基本理念（めざすべき環境像）と4つの基本目標を継承し、諸施策を設定するとともに、3つの重点プロジェクトを設定しています。

### 〈基本理念〉

～めざすべき環境像～  
快適でうるおいのある豊かな環境を 創り、守り、育て、伝えていく まち だいとう

### 〈基本目標〉

みんなで創る  
『だいとうの環境』

身近な暮らしの場が安全で快適な環境となるよう、行政と地域との協働により取り組みを進めます。

エコで未来につなぐ  
『だいとうの環境』

持続可能な低炭素社会・循環型社会への転換のため、市、事業者、市民及び市民団体が一体となって、環境負荷の低減に取り組みます。

人と自然との  
“わ”となる  
『だいとうの環境』

市域に残る貴重な自然環境を、市民の手で適切に活用しながら保全し、将来世代へ引き継いでいくための取り組みを推進します。

“地域力”が支える  
『だいとうの環境』

あらゆる主体が環境への関心を高め、自主的に行動を選択できるよう、情報提供、環境学習・環境教育を拡充するとともに取り組みへの支援を行います。また、活動主体の連携や支援を行います。

### 〈重点プロジェクト〉

- ① 川を大切にするプロジェクト
  - 「恩智川クリーン・リバープロジェクト」の推進
  - 水質改善の社会実験
  - 浮遊ごみ対策
  - 府・周辺市等との連携
- ② 環境情報をわかりやすくするプロジェクト
  - 市・市民団体等における相互の情報共有
  - ホームページ・フェイスブックの活用及び情報内容の定期的な見直し・改善
  - 行政窓口におけるチラシ等のわかりやすい掲示・配布及び「環境情報発信拠点」の整備
- ③ みんなで環境学習に取り組むプロジェクト
  - 気付き・学びの機会の充実
  - 環境教育ネットワークの構築
  - 市民団体・事業所等の参画による環境学習・学習機会の拡大



## 第2章 公害の現況・対策



### 大東八景 ③美わしの社 「三箇城址」

深野池に浮かぶ島（大箇）にあったと推定され、三箇菅原神社地が三箇城址といわれている。神社の秋祭りでにぎわうが、市指定保護樹木のクスノキ、エノキの大樹が繁り、今は碑として残るのみで寂しい。

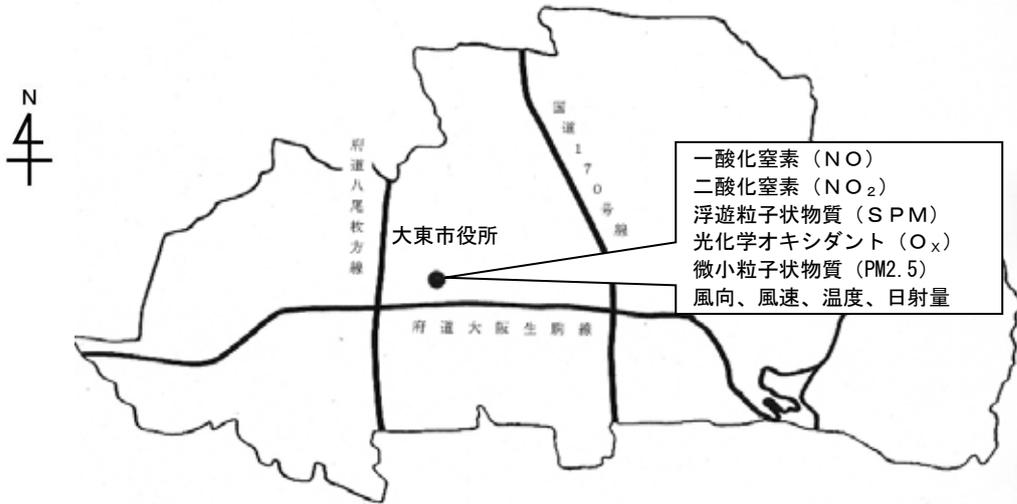


# 1. 大気環境

## (1) 大気汚染の現況

環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として環境基準が定められており、これを達成するために工場・事業場に対する排出規制などの対策が行われています。また、大東市内では、大東市役所屋上に設置している大気汚染常時測定局（一般環境大気観測局）で大阪府による監視が行われています。（資料編 表1）

大気汚染常時測定局（大阪府）



### ①二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の測定結果

#### 【環境基準】

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

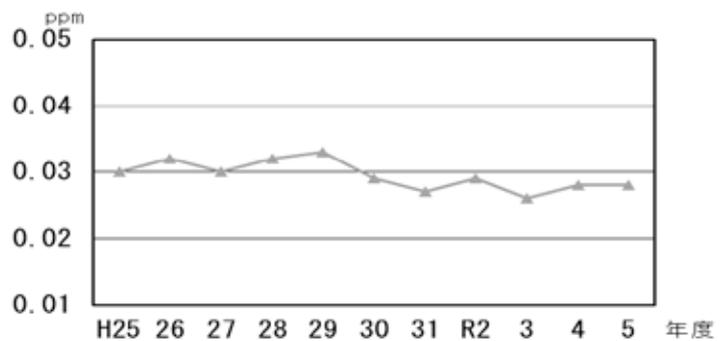
#### 【発生源及び特徴】

窒素（N<sub>2</sub>）は空気中に約80%含まれており、また石油などの燃料中にも含まれます。燃料を燃焼させる工場の煙突や自動車の排気管などから排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）が空気中の酸素と反応して発生します。

#### 【環境基準達成状況（R5年度）】

達成

二酸化窒素濃度の日平均値 98%値の推移  
(府大気汚染観測局)



### ②浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果

#### 【環境基準】

1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

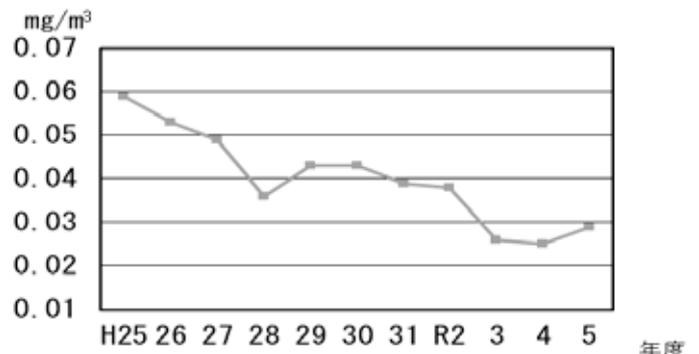
#### 【発生源及び特徴】

大気中に存在する粒子状物質のうちで、粒子の直径（粒径）が10μm（1μmは1mmの千分の1）以下の小さな粒子です。黄砂や火山灰の他、工場や事業場、自動車などで使われる燃料が燃焼する過程などで発生します。

#### 【環境基準達成状況（R5年度）】

達成

浮遊粒子状物質濃度の日平均値の2%除外値の推移  
(府大気汚染観測局)



### ③光化学オキシダント（Ox）の測定結果

#### 【環境基準】

1時間値が0.06ppm以下であること。

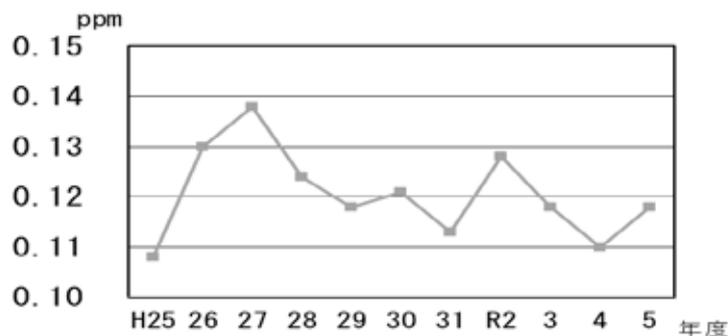
#### 【発生源及び特徴】

光化学オキシダントとは、光化学スモッグの原因となる大気中の酸化性物質の総称で、工場や自動車などから大気中に排出された窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）と炭化水素（HC）が紫外線を受けて発生します。光化学スモッグは、晴れて風が弱く紫外線の強い夏の日中に発生しやすくなります。

#### 【環境基準達成状況（R5年度）】

非達成

光化学オキシダントの昼間の一時間値の年最高値の推移  
(府大気汚染観測局)



### ④微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果

#### 【環境基準】

達成年平均値 15 μg/m<sup>3</sup>以下（長期基準） かつ 日平均値の年間98%値 35 μg/m<sup>3</sup>以下（短期基準）

#### 【発生源及び特徴】

大気中に存在する粒子状物質のうち直径（粒径）が 2.5 μm（1 μm は 1mm の千分の 1）以下の非常に小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：粒径 10 μm 以下の粒子）よりも小さな粒子です。髪の毛の太さの 1/30 程度、花粉より小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状大気汚染物質が、環境大気中での化学反応により粒子化したものがあります。発生源は、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもあります。

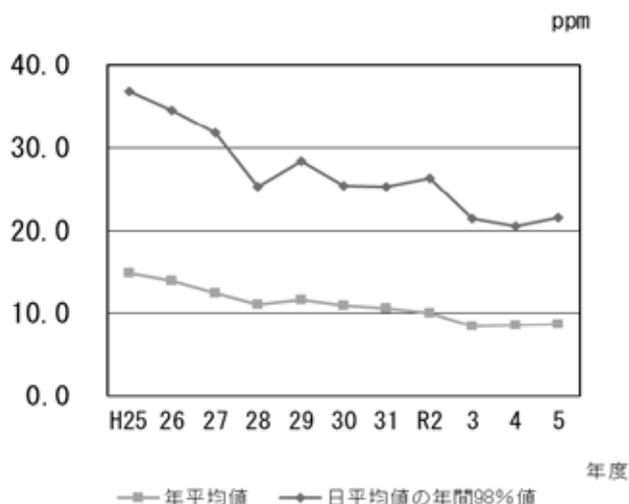
これまで取り組んできた大気汚染防止法に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、SPM と PM2.5 の年間の平均的な濃度は減少傾向にあります。

現在、大気汚染防止法に基づき、地方自治体によって全国 500 カ所以上で PM2.5 の常時監視が実施されています。環境省や多くの都道府県等のホームページで速報値が公表されています。大東市内の PM2.5 は、大阪府が H24 年 3 月より観測しています。

#### 【環境基準達成状況（R5年度）】

達成

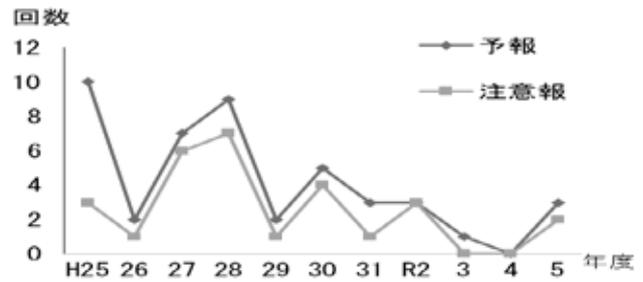
PM2.5 測定結果  
(府大気汚染観測局)



(2) 光化学スモッグ

令和5年度の大東市域を含む東大阪地域での光化学スモッグの発令回数は、予報3回、注意報2回で、被害報告はありませんでした。光化学スモッグの発令情報は、大阪府光化学スモッグ発令情報メールに登録すると情報が随時送られてきます。(資料編 表2)

光化学スモッグ予報等発令状況の推移 (東大阪地域)



(3) 自動車排出ガス

自動車排出ガスについては、大気汚染防止法、道路交通法、自動車NOx (ノックス)・PM (ピーエム) 法、大阪府生活環境の保全等に関する条例 (以下、「府条例」) など様々な対策が行われています。大阪府では、府条例により、自動車NOx・PM法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等は、平成21年1月1日 (特種自動車は、平成21年10月1日) から大東市を含む大阪府域37市町村内での発着ができなくなりました。

(4) 酸性雨

酸性雨とは、硫黄酸化物 (SOx) や窒素酸化物 (NOx) 等の酸性雨の原因となる物質からできる大気中の硫酸や硝酸が溶けた酸性の強い雨や雪、霧 (pH5.6以下) のことで、粒子状 (エアロゾル) やガス状のものも含まれます。

(5) 石綿 (アスベスト)

石綿 (アスベスト) とは、天然の繊維性けい酸塩鉱物をいい、その直径は0.1から1μmと、数十μmある花粉より小さいため大変飛散しやすい物質です。日本ではクリソタイル (白石綿)、クロシドライト (青石綿)、アモサイト (茶石綿) の3種類が主に使用され、断熱性、耐火性、電気絶縁性、耐アルカリ性に優れている安価な工業材料として幅広く使われてきました。

アスベストを大量に吸い込むと、石綿肺、石綿肺癌、悪性中皮腫といった健康被害がおきる可能性があることから、昭和50年に吹付けアスベストが原則使用禁止、平成7年4月に青石綿と茶石綿の使用が禁止、平成16年10月1日以降は、建材を含む10品目について全面使用禁止となっています。

大東市では平成17年に公共施設における吹付けアスベスト対策についての方針を定め、吹付けアスベストが使用された公共施設の調査を行うとともに、アスベストの情報を広報誌やホームページに掲載しました。

単位の見方

単位	読み方	意味	数値
kg	キロ グラム	1000倍	1000
g	グラム	1	1
mg	ミリ グラム	1000分の1	0.001
μg	マイクロ グラム	100万分の1	0.000001
ng	ナノ グラム	10億分の1	0.000000001
pg	ピコ グラム	1兆分の1	0.000000000000001

1gの1000倍が1kg、1gの1000分の1が1mg、1mgの1000分の1が1μg、1μgの1000分の1が1ng、1ngの1000分の1が1pg

割合	読み方	意味	数値
%	パーセント	100分率 100あたり1の割合	0.01
ppm	ピーピーエム	100万分率 100万あたり1の割合	0.000001

## 2. 水環境

### (1) 水質汚濁の現況

水質汚濁を防止するため、環境基本法では人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、公共用水域の水質汚濁にかかる環境基準（人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準）が定められています。大東市域では、寝屋川水域の寝屋川と恩智川に環境基準が適応されます。大東市では、市域での河川水質の汚濁状況を把握するため、河川及び水路（計8地点）で定期的な水質検査を行っています。

指定河川の水質（BOD）測定結果

単位：mg/L

河川名	地点名	指定 類型	環境 基準	H26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
寝屋川（上流）	五軒堀新橋	B	3mg/L 以下	2.7 (2.0)	1.8 (1.6)	1.5 (1.5)	2.1 (2.1)	2.1 (1.8)	1.8 (1.7)	1.8 (1.7)	1.6 (1.6)	1.5 (1.3)	1.6 (1.5)
寝屋川（下流）	鴻池橋	C	5mg/L 以下	5.6 (5.5)	3.0 (3.2)	3.6 (3.9)	3.6 (3.2)	2.1 (2.3)	4.5 (3.7)	2.8 (2.7)	2.8 (2.6)	2.1 (2.0)	1.6 (1.6)
恩智川	松の鼻橋	C	5mg/L 以下	3.5 (3.3)	3.0 (2.8)	3.4 (3.3)	3.2 (3.1)	2.4 (2.2)	2.2 (2.3)	2.7 (2.2)	2.8 (2.4)	1.7 (1.6)	1.7 (1.7)

※測定値は75%水質値です。75%水質値とは、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値）のことで、この数値を環境基準値と比較するものとされています。

※下段（ ）内の数値は年平均値です。

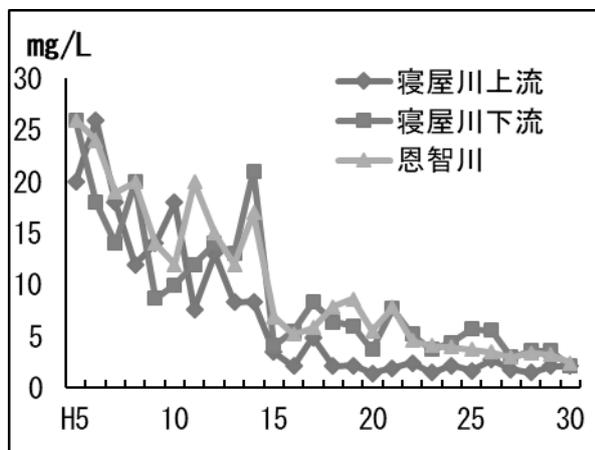
※指定類型とは、水の利用目的に適した水域を区分して指定した類型（AA～Eの6類型）のことで、それぞれ環境基準が定められています。

※BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量 のことで河川の汚れ具合を示す代表的な指標として用いられます。

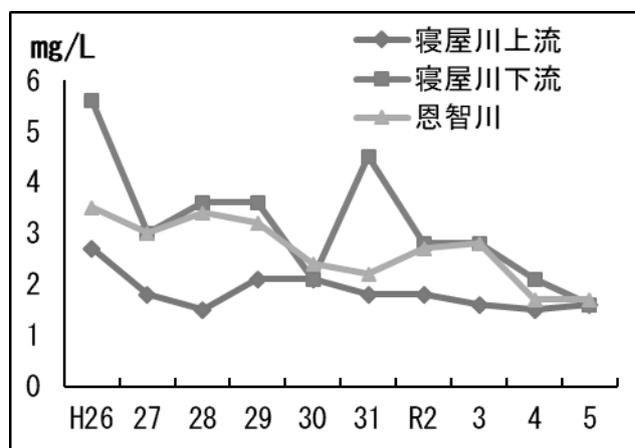
（資料編 表3 表4）

指定河川のBOD（75%値）推移

平成5年から平成30年



直近10年間



## BOD年平均値

### 寝屋川 (①、②)

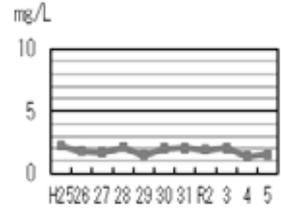
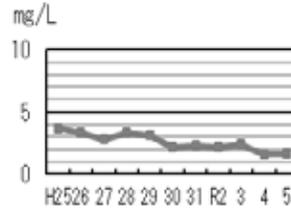
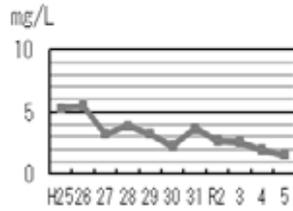
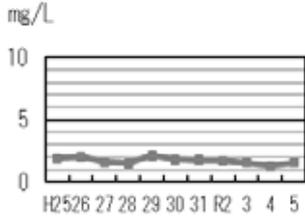
寝屋川は寝屋川市より発し、門真市を経て本市に流入しており、東大阪市、大阪市へと流れています。寝屋川市太間地点では、淀川から浄化用水の導入を受けています。本市においては、上流部と下流部の2地点を水質調査しています。

### 恩智川 (③)

恩智川は柏原市から発し、東大阪市内で第2寝屋川に流入するものと、大東市内で寝屋川に流入するものとに分岐しています。本市は恩智川の最下流部であり、上流域の影響を受けやすい位置にあります。

### 権現川 (④)

権現川は本市山間部から発し、四條畷市を経て本市域に流入したのち権現橋で寝屋川に合流します。



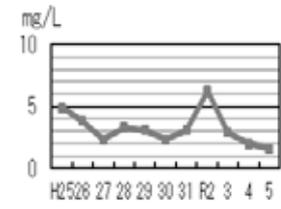
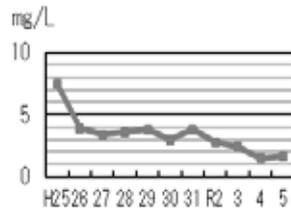
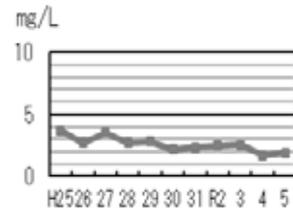
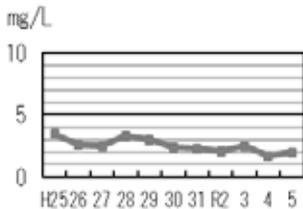
### 谷田川 (⑤)

谷田川は本市山間部から発し、上部の下水道未整備地域で生活排水の影響を受け、鍋田川に流入したのち寝屋川に合流しています。

**鍋田川 (⑥)** 鍋田川は本市山間部の自然水を取水しているので、上流部では汚濁の程度は小さい。市の中心部で生活排水を受け入れ、谷田川と合流したのち寝屋川に流入しています。

### 下八箇荘水路 (⑦)、新田一号水路 (⑧)

灌漑用としての役割、市内の内水域（雨水が河川へ自然排出されない地域）での浸水被害を防止したり、軽減をはかる役割を果たしたりしています。



(2) 生活排水処理対策

生活排水の処理は、下水道及び合併処理浄化槽により行われています。下水道及び合併処理浄化槽で処理していない生活雑排水は、未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。生活雑排水の未処理放流は環境に大きな負荷を与えていることから、生活排水処理対策の早期推進が必要となっています。大東市では、大東市生活排水処理基本計画に基づき、生活排水処理率 100%を達成するため、下水道の整備、下水道整備計画区域外における浄化槽市町村整備推進事業を計画的に推進しています。

(3) 法律・条例による工業排水の規制

公共用水域の水質汚濁防止については、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく、汚水又は廃液を排出する特定施設及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、汚水又は廃液を排出する届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水について規制を行っています。また、大阪府では水質汚濁防止法よりも厳しい排出基準を定めた条例により、濃度規制を行っています。

3. 騒音・振動

(1) 環境騒音

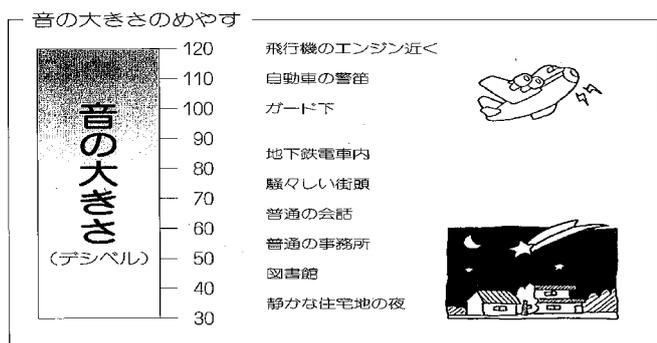
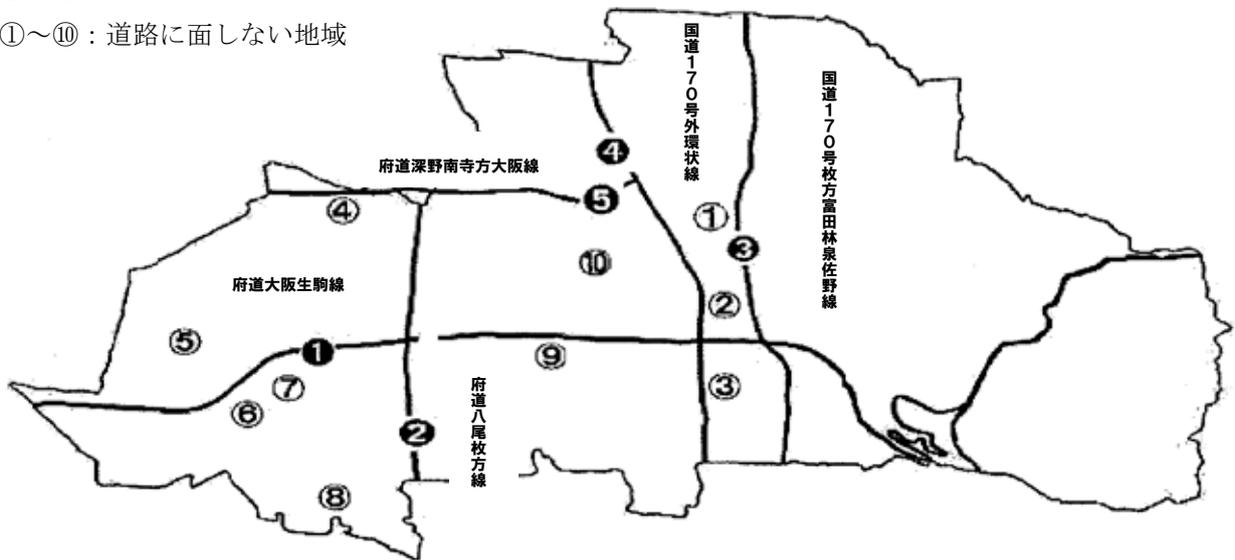
環境基本法第 16 条に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準として、騒音に係る環境基準が定められています。この環境基準に適合するか否かの評価は、原則として等価騒音レベル (LAeq) によることとされています。

発生源を特定せず、一般環境中に存在する全ての音を総合して環境騒音といい、本市では、より快適な環境づくりのため、毎年、広域的 (市内 15 地点) 環境騒音調査を行っています。

(資料編 表 8 表 9)

①～⑤：道路に面する地域

①～⑩：道路に面しない地域



## (2) 自動車騒音常時監視業務（面的評価業務）

騒音規制法第 18 条の規定に基づき、自動車騒音の常時監視は、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握することで、自動車騒音公害防止の基礎資料とするため自動車騒音に曝される地域の年間を通じた平均的な状況について、全国的に継続して把握するため必要とされています。また、騒音規制法第 17 条に基づき、指定地域内における自動車騒音の限界を定める基準値（要請限度）が定められています。

面的評価とは幹線道路から 50m の範囲の地域において、個々の住居等の騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数及び割合を算出して評価する道路交通騒音の評価方法です。

本市では、平成 24 年度より本業務を行っており、国道 170 号線、旧国道 170 号線、府道大阪生駒線、府道八尾枚方線を評価しています。（資料編 表 9<自動車騒音常時監視に係る面的評価結果>）

## (3) 工場騒音・振動

工場や事業場から発生する騒音・振動を防止するために、大東市環境の保全等の推進に関する条例により、工場等を設置・廃止する場合は事前に計画書を提出し協議するよう義務づけています。

騒音規制法と振動規制法では騒音・振動を著しく発生する施設（機械等）を特定施設として、大阪府生活環境の保全等に関する条例では届出施設として定めています。これらについては届出を義務づけ、騒音・振動の発生状況を適正に管理し、環境の保全に努めています。（資料編 表 11 表 12）

## (4) 特定建設作業

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって、騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、大東市環境の保全等の推進に関する条例で定めるものをいい、騒音・振動を未然に防止するため届出が義務づけられています。

（資料編 表 13）

## (5) 近隣騒音

近隣騒音とは、深夜営業騒音、生活騒音、拡声器騒音等、日常生活に密着した騒音の総称をいいます。これらの騒音を発生する行為は大阪府生活環境の保全等に関する条例等により制限されています。例えば、カラオケ等の音響機械を設置して営業する者に対して、防音装置を講じていない場合は、夜 11 時以降の音響機械の使用を禁止しています。

生活騒音は都市の過密化が進むにつれ、空調機（クーラー）の室外機、車のアイドリング、ペットの鳴き声等多様化しつつあります。

大東市では被害者と加害者が表裏一体であるという認識のうえに立ったマナーやルールの啓発を広報誌、パンフレット等で行っています。

#### 4. 地盤沈下

##### (1) 地盤沈下の現況

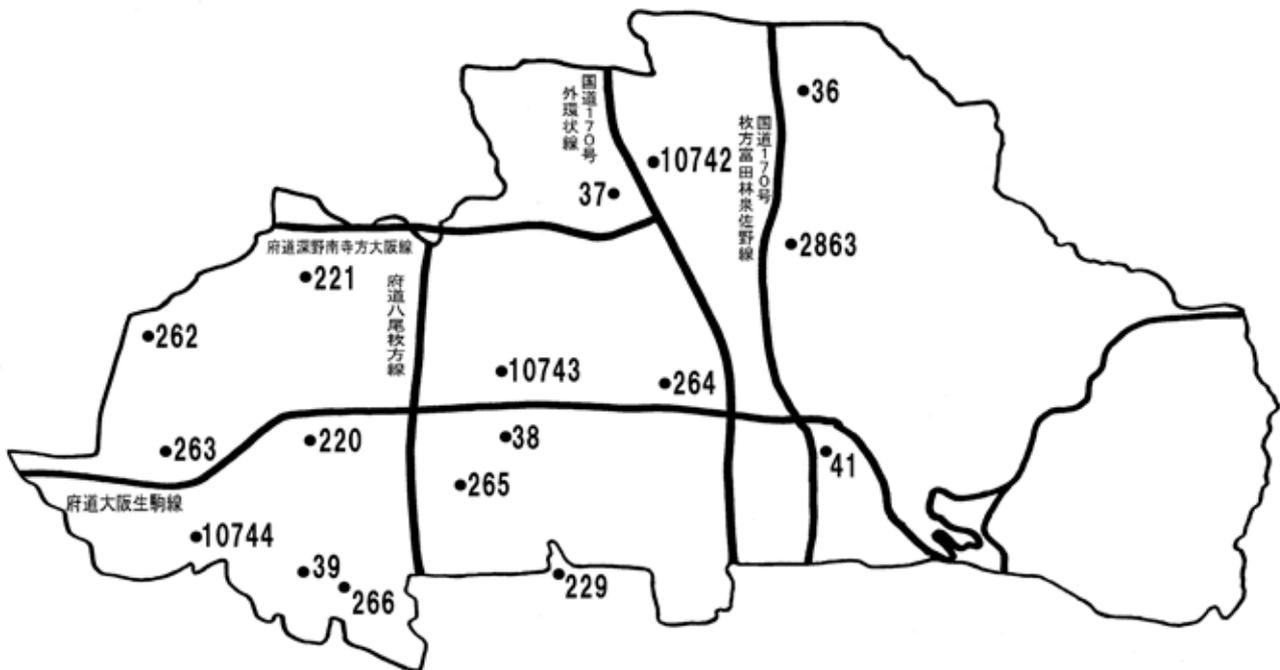
地盤沈下とは、主に地下水を過剰にくみ上げることによって地下水位が下がり、地盤が徐々に沈下していく現象をいいます。地盤沈下が発生すると、海面より低い土地ができたり、堤防の高さが相対的に低くなるので、台風や大雨の際に被害が大きくなる可能性があります。また、家屋や地下の水道管等にも大きな影響を与えます。

本市も昭和 40 年代の大幅な沈下により、大雨が降るたびに浸水被害に見舞われてきました。地盤沈下防止のため、大東市環境の保全等の推進に関する条例により地下水採取の規制を行っています。

また、大阪府では、3 年に 1 度地盤沈下の観測を行っています。



地盤沈下観測地点（大阪府）



標石番号	所在地	標石番号	所在地
36	北条 3-2 鎌池公園（平成 3 年に移設）	263	新田本町 新田南公園
37	三箇 5-2 菅原神社	264	谷川 2 野崎病院
38	浜町 2-12 住道北小学校	265	末広町 府営住宅
39	灰塚 3-7 素盞鳴神社	266	朋来 1-17 府営住宅（昭和 53 年に移設）
41	寺川 2-7-1 四条中学校	2863	野崎 3-6-1 来ぶらり四条
220	太子田 1 南郷小学校	10742	津の辺町 7-28
221	御領 3 菅原神社	10743	谷川 1-1-1 大東市役所（昭和 52 年に移設）
229	東大阪市新町 534-2 盾津変電所	10744	諸福 3-5（昭和 53 年に移設）
262	新田境町 し尿処理センター		

## (2) 地盤沈下対策

地盤沈下が起こるとほとんど復元が不可能なため、未然防止が最も有効な手段となります。

工業用水法・建築物用地下水の採取の規制に関する法律により、工業用水、冷暖房設備、洗車設備、公衆浴場用水等の採取規制を行い、大阪府生活環境の保全等に関する条例により水道事業用水の採取規制を行うことによって、府内全域で地盤沈下は沈静化しています。

また大東市では、大東市環境の保全等の推進に関する条例により府道枚方富田林泉佐野線以西の地域において、動力を用いて井戸から地下水を採取することを原則禁止しています。

## 5. 悪臭

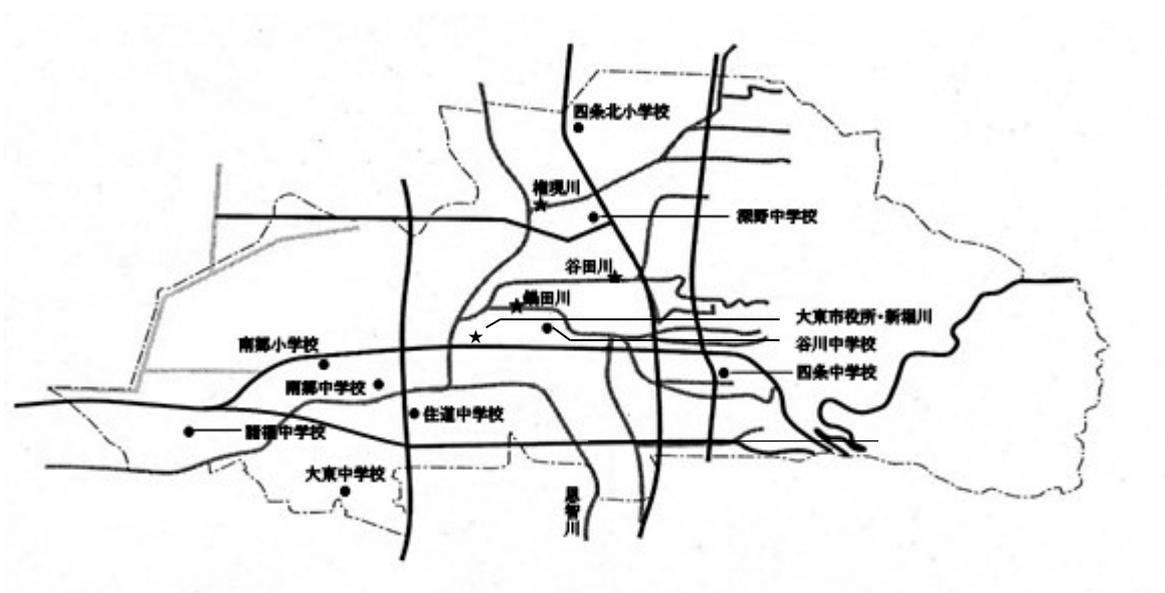
悪臭防止法では、工場・事業場からの悪臭の発生を防止するため、悪臭の原因となる物質を指定し、敷地境界線・排出口・排水口での濃度について規制基準を定めています。大東市は全域が指定地域に指定されており、これらの規制基準が適用されます。(資料編 表 15)

近年は、発生源が分からない臭いの苦情が多く寄せられています。また、発生源が判明しても、その処理装置の設置に多額の費用と時間を要するため、苦情が長期にわたっているものも少なくありません。シンナーや有機溶媒等を排出する生産工場からの苦情については、処理装置の改善・設置、作業方法、作業場の改善等の指導を行っています。

## 6. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼(ごみの焼却、たばこの煙、自動車の排出ガスなどさまざま)や化学物質の合成過程で発生する化学物質です。大東市では、環境中のダイオキシン類濃度の把握のため、調査を実施しています。

ダイオキシン類測定地点



ダイオキシン類測定結果

項目・ 環境基準(※)・測定場所		年度		H29	30	R1	2	3	4	5
大気	0.6 以下	南郷小学校		0.020	0.024	0.0091	0.012	0.0091	0.012	0.0049
		四条北小学校		0.022	0.023	0.0096	0.014	0.011	0.0091	0.0068
土壌	1,000 以下	諸福中学校		—	—	—	—	—	—	0.65
		四条中学校		0.0085	—	—	—	—	—	—
		深野中学校		—	1.4	—	—	—	—	—
		谷川中学校		—	—	0.12	—	—	—	—
		住道中学校		—	—	—	0.014	—	—	—
		南郷中学校		—	—	—	—	0.017	—	—
水質	1 以下	鍋田川 (谷川橋付近)		—	—	0.32	—	—	—	1.1
		権現川 (権現橋付近)		0.11	—	—	0.20	—	—	—
		谷田川 (谷田橋付近)		—	0.33	—	—	—	0.64	—
		新堀川 (大東市役所敷地内)		—	—	—	—	0.47	—	—
水底の底質	150 以下	鍋田川 (谷川橋付近)		—	—	6.6	—	—	—	5.8
		権現川 (権現橋付近)		0.26	—	—	20	—	—	—
		谷田川 (谷田橋付近)		—	1.3	—	—	—	4.2	—
		新堀川 (大東市役所敷地内)		—	—	—	—	6.9	—	—

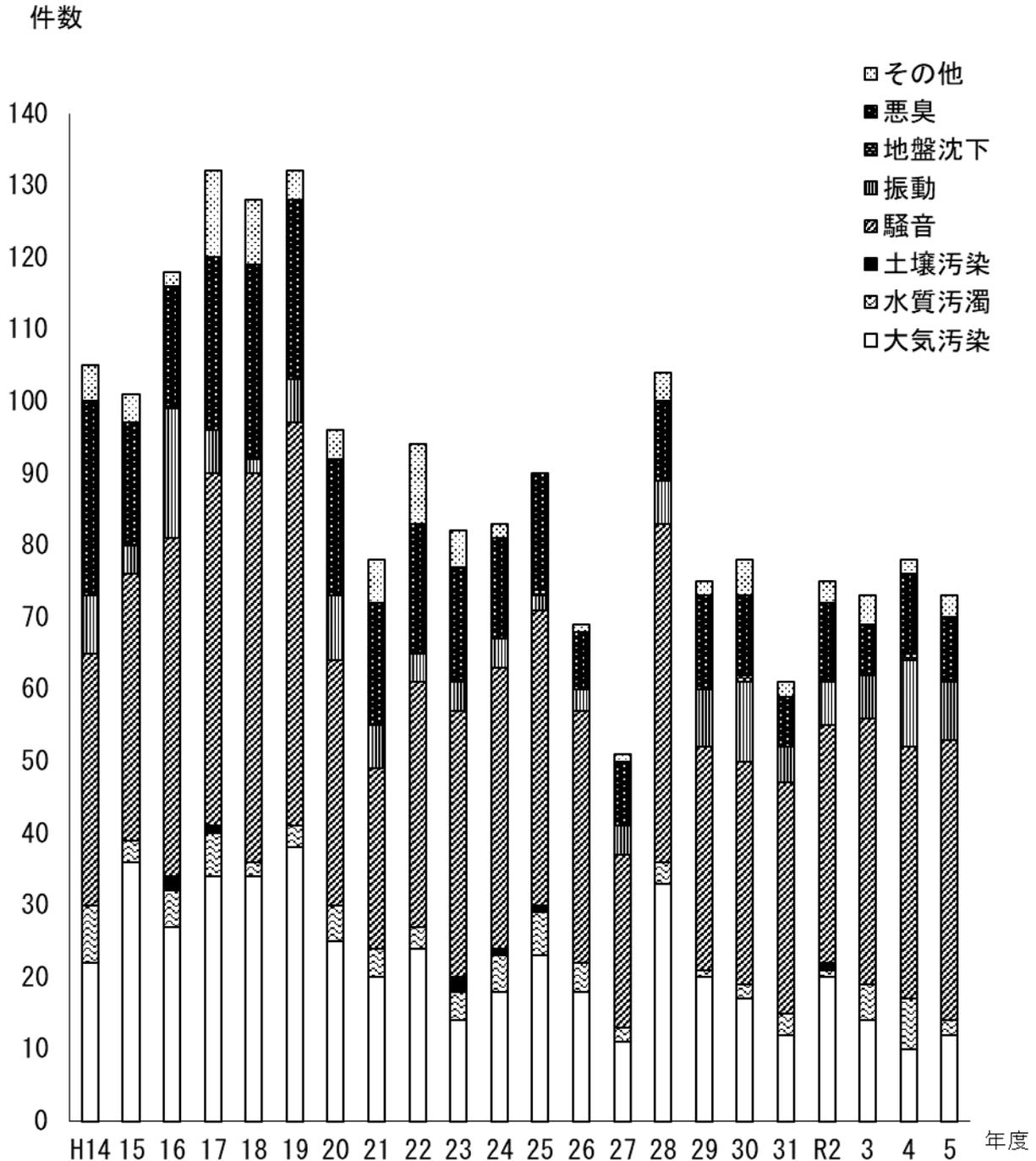
※Total (PCDDs+PCDFs+CoplanarPCBs)

毒性等量(単位:pg-TEQ/L)

## 7. 公害苦情

令和5年度に寄せられた公害に関する苦情・相談件数は73件でした。中でも、騒音に関する苦情が最も多く、次に振動が続きます。(資料編 表16)

公害苦情件数の推移



※前年度からの未解決件数を含む。

※重複する場合は、主な被害について計上している。

## 8. 北河内公害・環境行政研究協議会

多様化する今日的な環境問題に対し広域的な対応を円滑に行うため、北河内7市を構成メンバーとした北河内公害・環境行政研究協議会を定期的に開催しています。



### 第3章 地球温暖化対策



#### 大東八景 ④新しいまちへの魅 「住道駅周辺」

駅前再開発、河川改修、片町線の高架化事業の一体的な整備によって一新された街並は、力強く躍進する大東市を象徴している。近代的な建築物の中で川面に輝く夕日にゆりかもめが飛ぶ姿も美しい。



## 第1節 省エネルギーの推進

### 1. 大東市地球温暖化対策実行計画～だいたいの脱炭素戦略～

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市役所の事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置により地球温暖化対策を推進するため、2019年3月に第4期大東市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、2024年3月に中間見直しを行いました。

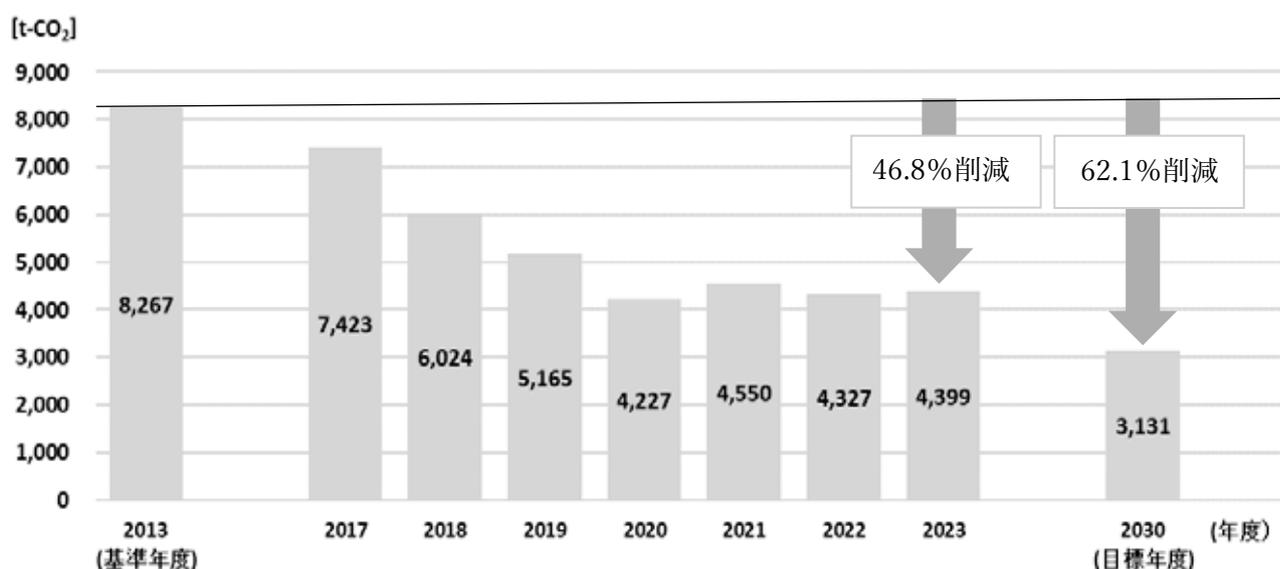
この中間見直しでは、事務事業編における温室効果ガス削減目標である「2030年度までに、2013年度比で40%削減」を既に達成できていたことから、削減目標を「62.1%削減」に上方修正しました。また、新たに市域全体を対象とした大東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定したほか、地球温暖化対策とも極めて関連性の高い「大東市気候変動適応計画」も盛り込むこととし、これらを「大東市地球温暖化対策実行計画～だいたいの脱炭素戦略～」として1つの計画にまとめました。

この見直し後の計画の計画期間は2024年度から2030年度まで、目標年度を2030年度、長期目標を2050年度としています。また、基準年度は国の地球温暖化対策計画に合わせて2013年度としています。なお、本計画は温室効果ガス排出量抑制に係る技術の進歩及び排出抑制の取組状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行っていきます。

また、事務事業編における温室効果ガス削減の目標を達成するために、職員の行動指針として「だいたいのエコアクションプラン」を策定し実行しています。

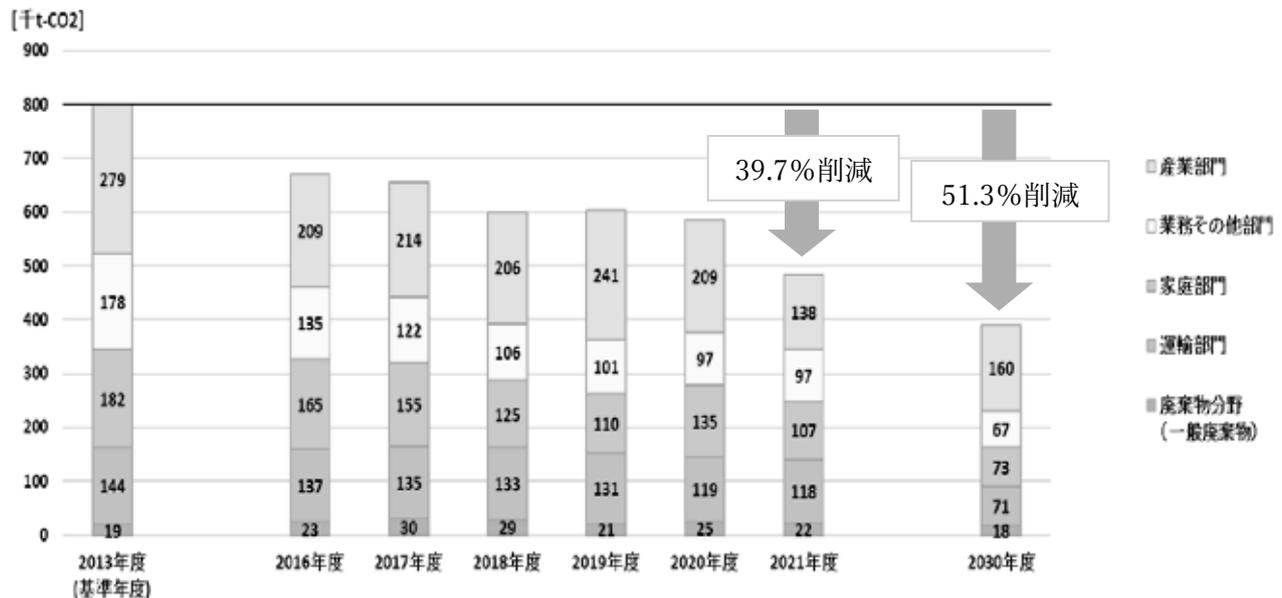
### 2. 2023年度実績

2023年度における本市の事務事業に係る温室効果ガスの総排出量は、4,399t-CO<sub>2</sub>で、2013年度（基準年度）の温室効果ガス総排出量8,267t-CO<sub>2</sub>と比べて46.8%減少となりました。（資料編 表17）



大東市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における温室効果ガス排出量の推移

また、市域全体の温室効果ガス排出量は、2021年度において483千t-CO<sub>2</sub>で、2013年度（基準年度）の温室効果ガス総排出量801千t-CO<sub>2</sub>と比べて39.7%減少となりました。（資料編 表18）



※環境省が公開する自治体排出量カルテより

※四捨五入により整数表示としているため、合計値が合わない場合があります。

※原典データの遡及修正により、過年度の掲載値と異なる可能性があります。

大東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量の推移

### 3. 大東市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化の影響とされている気候変動によって、世界各地で大規模な山火事や洪水、干ばつなどの気象災害が発生し、深刻な被害となっています。日本各地においても、猛暑、台風、集中豪雨等が頻繁に発生し、気候変動の脅威が私たちの身近に迫っています。

このような中、市自らが率先して温室効果ガスの削減に最大限に取り組み、温暖化の進行を食い止め、脱炭素社会を実現し、持続可能な都市を目指すことが必要となります。

そこで大東市では、2023年2月に「大東市ゼロカーボンシティ」を宣言し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用を推進し、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指しています。

### 4. 緑のカーテン

緑のカーテンは、夏の暑い時期に、日当たりのよい窓の全面をゴーヤやアサガオなどのつる性植物で覆うもので、室内への直射日光を抑え、葉から出る水蒸気によって周りの温度を下げる効果があるとされています。これにより、エアコンの使用を抑えることができ、電気代の節約や、地球温暖化の防止に効果があります。市役所では市民にゴーヤやキュウリの種を無料で配布し普及啓発を行っています。

## 5. 雨水タンク

市役所本庁の玄関横と東別館に雨水タンクを設置し、花壇や壁面緑化のアサガオへの水やり利用しています。また、雨水の再利用や、大雨時の浸水対策として、平成22年度より雨水貯留タンクを購入・設置した人に補助を行っています。



令和5年度実績

予算額	決算額	補助件数
100,000	25,000	2件

## 6. 環境家計簿

環境家計簿は、家庭で使用した電気、ガス、水道等のエネルギー消費量を一定期間チェックし、日常生活でどれだけCO<sub>2</sub>を排出・削減したかを知ることにより、環境にやさしい生活を実現するためのものです。

### 第2節 再生可能エネルギーの導入促進

#### 1. 太陽光発電システム

児童生徒および地域の一人一人が環境学習の教材としてエネルギーの有効利用の大切さを学び、環境を守る意識を持ち、将来、快適で潤いのある豊かな生活環境を確保することを目的に、また、温室効果ガスを抑制するために環境に優しい太陽光発電システムを公共施設や学校施設に平成21年度より導入しています。



## 第4章 循環型社会に向けての取組



大東八景 ⑤大いなるふるさと 「飯盛山」

大東の朝は飯盛山から明ける。頂では楠木正行像、FM大阪放送中継所等が並び、大阪平野の高層ビル群が一望できる。私たちをつつみこむ「ふるさとの山」はやさしい。

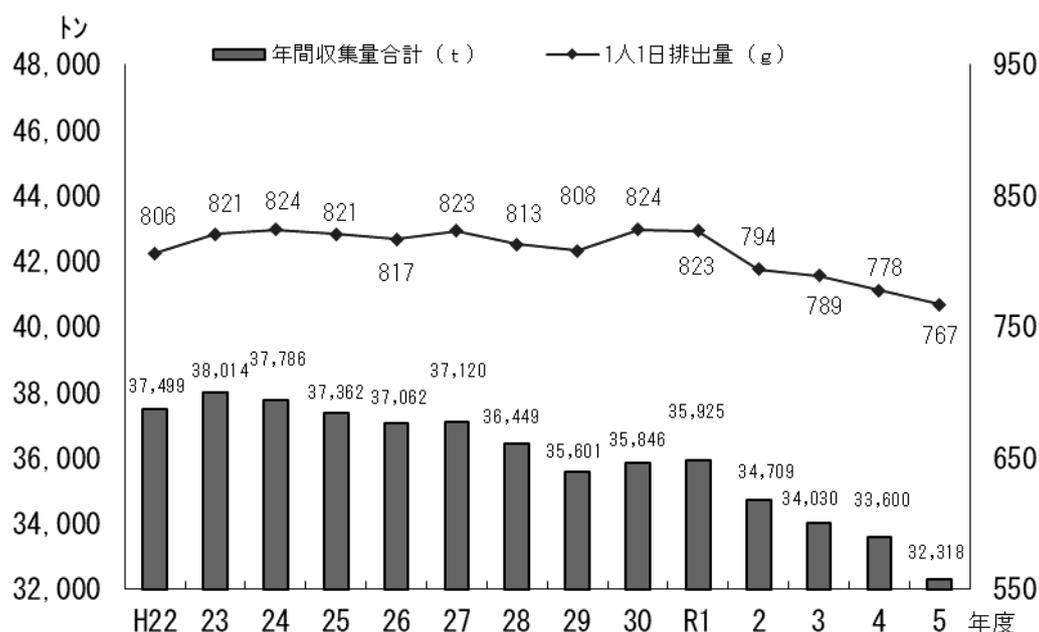


## 第1節 ごみの現況

### 1. ごみの排出量

本市から排出されるごみ（一般廃棄物）は、昭和40年以降の急激な人口増加や高度経済成長とともに急激に増加しました。その後、景気の後退や減量の取組等により減少し、最近はやや横ばい傾向にあります。（資料編 表21）

年間収集量と1人1日あたりのごみ排出量の推移



### 2. ごみの減量・リサイクル

#### (1) 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画とは、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会の形成に取り組んでいくための指針となるものです。

本市では、第5期大東市一般廃棄物処理基本計画（令和3年4月策定）に基づき、最終目標年度（令和12年度）の減量目標を、発生抑制等により基準年度（令和元年度）のごみ排出量から24%削減、資源化により令和12年度のごみ排出量に対して25%の資源化率を目指します。

#### (2) ごみの処理

家庭から排出される生活ごみについては、一般ごみ、資源物（ペットボトル、プラスチック製容器包装、缶、びん）、粗大ごみをそれぞれ収集し、ごみの出し方、リサイクルなどについてごみ収集カレンダーを配布し、啓発を行っています。また、事業所（店舗・事務所等）から排出される一般ごみについては、申し込みにより有料で収集しています。

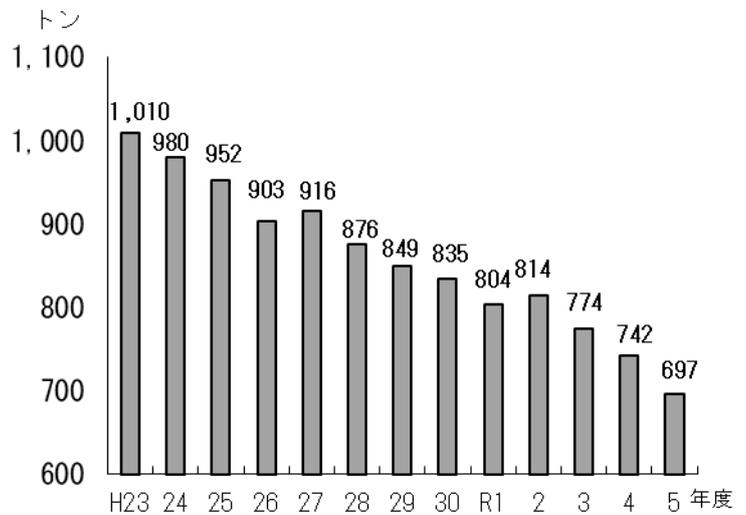
家庭や事業所から出されたごみは、一部事務組合である東大阪都市清掃施設組合に集められ一般ごみは焼却、粗大ごみは破碎・選別・焼却し、焼却灰を大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立て処分しています。資源物は一時保管後に民間業者により選別・リサイクルしています。

### (3) リサイクル

#### ①資源物の収集量

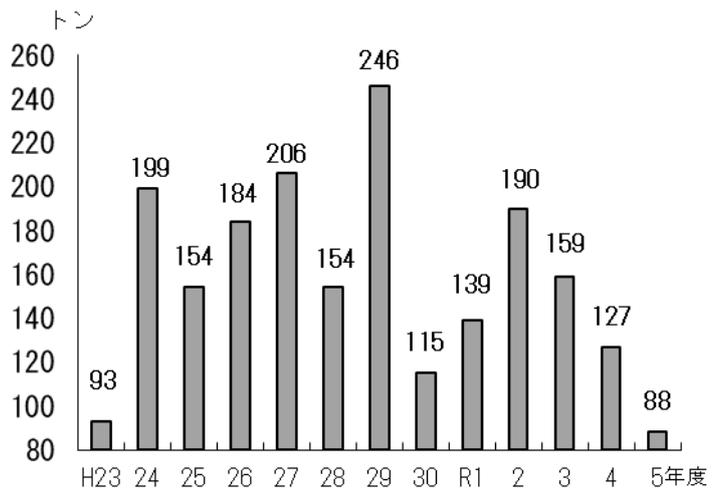
##### 【缶・びん】

家庭から排出される缶・びんは月1回、混合収集しています。東大阪都市清掃施設組合に集められた後、民間業者に選別・リサイクルを委託しています。令和5年度の収集量は697トンでした。



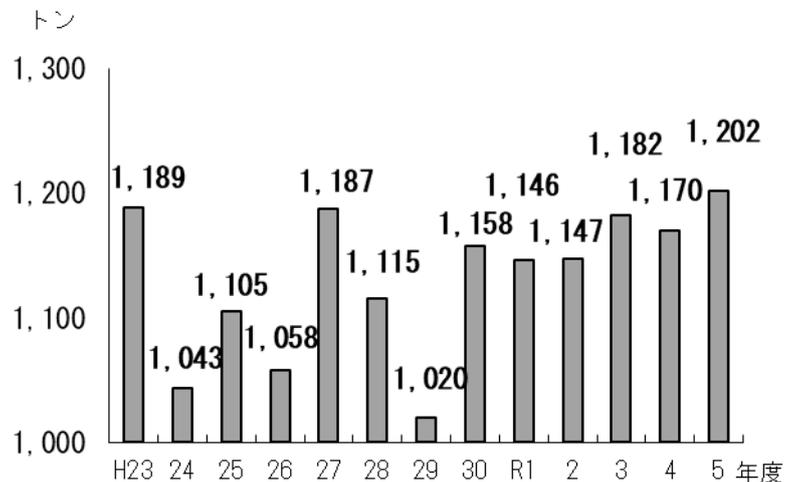
##### 【ペットボトル】

ペットボトルは週1回、プラスチック製容器包装と混合収集しています。また、スーパーの店頭や公共施設でも随時回収しています。東大阪都市清掃施設組合に集められた後、民間業者に選別・リサイクルを委託しています。令和5年度の収集量は88トンでした。



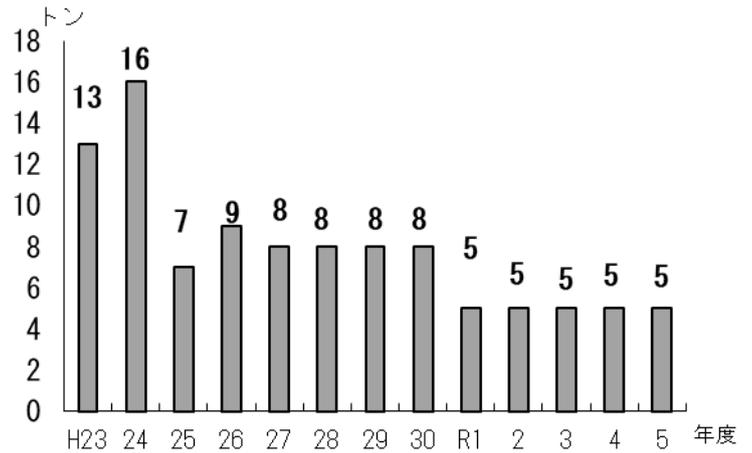
##### 【プラスチック製容器包装】

プラスチック製容器包装は週1回、ペットボトルと混合収集しています。東大阪都市清掃施設組合に集められた後、民間業者に選別・異物除去作業を委託し、リサイクルしています。令和5年度の収集量は1,202トンでした。



### 【紙パック】

紙パックは、スーパーの店頭や公共施設で回収しており、集めた紙パックは再生資源取扱業者に直接引き渡しています。令和5年度の収集量は5トンでした。



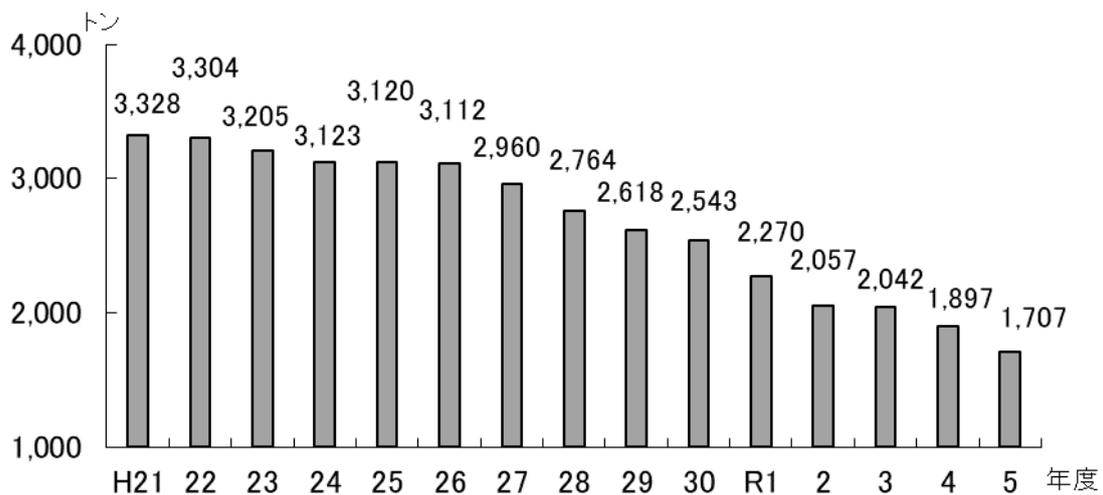
### ②再生資源集団回収推進事業

平成3年10月から、古紙・古布の資源化によりごみの減量を図るため、子ども会や自治会など営利を目的としない団体が自主的に行う再生資源の集団回収活動に対して奨励金を交付しています。

また、ごみの減量化及び集団回収事業を円滑に推進するため、平成6年6月に大東市再生資源集団回収推進協議会を設置し、回収実績の把握や啓発方法等について開催しています。平成25年度からは、奨励金対象品目にアルミ缶が追加されました。

令和5年度の回収実績は約1,707トンで、奨励金の総額は5,975,817円、実施団体数は121団体となっています。(資料編 表23)

集団回収量の推移



### ③生ごみ処理機等設置補助制度

家庭から排出される一般ごみの約40%（重量比）を占める生ごみの減量化・資源化を図るため、大東市では、生ごみ処理機等を購入される個人を対象に費用の一部を補助しています。令和5年度は電動式14世帯、コンポスト式3世帯に補助を行いました。(資料編 表25)

#### ④多量排出事業所に対する減量指導

事業所から排出されるごみの減量を図るため、1日の平均排出量が100kg以上の事業者に対し減量計画書の提出要請と減量指導を行っています。令和5年度は45事業所に対し、減量計画書の提出を要請しました。

## 第2節 市役所の取組

### 1. グリーン調達

大東市では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、率先して環境に配慮した物品の購入・利用を進め、自らの事業活動による環境への負荷を低減させるために「だいとうグリーン調達方針」を策定し、環境に配慮した事業活動に取り組んでいます。

令和5年度は14分野37品目を対象品目として実施しました。（資料編 表19 同別表）

#### 【令和5年度実績】

分類		物品調達基金		独自契約+単価契約		合計		調達率
1	紙類	0	(0)	663	(631)	663	(631)	95%
2	文具類	2577	(2577)	218	(195)	2795	(2772)	99%
3	オフィス家具類	0	(0)	34	(22)	34	(22)	65%
4	画像機器等	0	(0)	3	(3)	3	(3)	100%
5	電子計算機等	0	(0)	2	(1)	2	(1)	50%
6	オフィス機器等	0	(0)	9	(4)	9	(4)	44%
7	家電製品	0	(0)	2	(1)	2	(1)	50%
8	エアコン等	0	(0)	1	(1)	1	(1)	100%
9	照明	0	(0)	1	(0)	1	(0)	0%
10	自動車等	0	(0)	0	(0)	0	(0)	—
11	消火器	0	(0)	1	(0)	1	(0)	0%
12	制服・作業服等	0	(0)	18	(10)	18	(10)	56%
13	その他繊維製品	0	(0)	22	(3)	22	(3)	14%
14	役務	0	(0)	137	(29)	137	(29)	21%
合計		2577	(2577)	1111	(900)	3688	(3477)	94%

※「独自契約」とは、単価契約・物品調達基金以外に各課等が調達したものを表す。

※「物品調達基金」「独自契約+単価契約」「合計」欄中（）内の数値は、グリーン調達できた件数を表す。

※ 数値の単位は件数（調達回数）

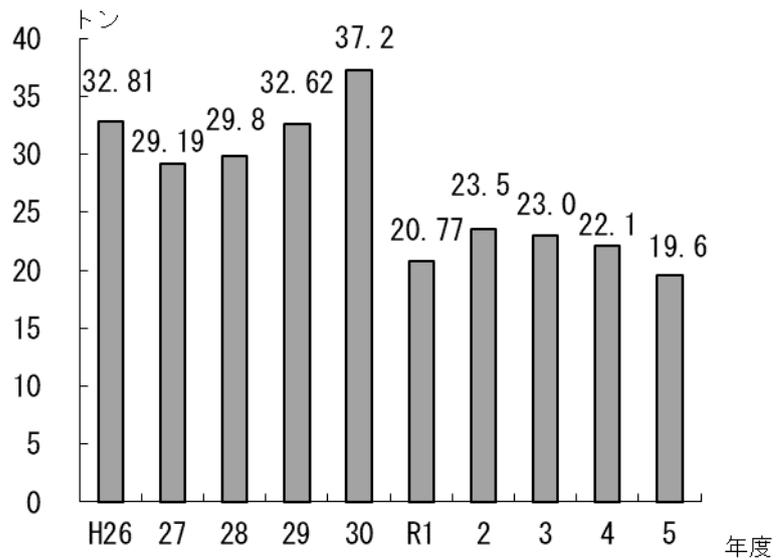
## 2. 庁内ごみの減量

市役所内の廃棄物を減量するため、古紙や資源ごみの分別を行っています。

また、平成 19 年度より道路や学校などの公共場所から出る樹木・せん定枝をリサイクルしています。令和 5 年度 of 古紙回収量は約 19.6 トン、樹木・せん定枝は約 321 トンでした。

(資料編 表 21)

古紙回収量の推移

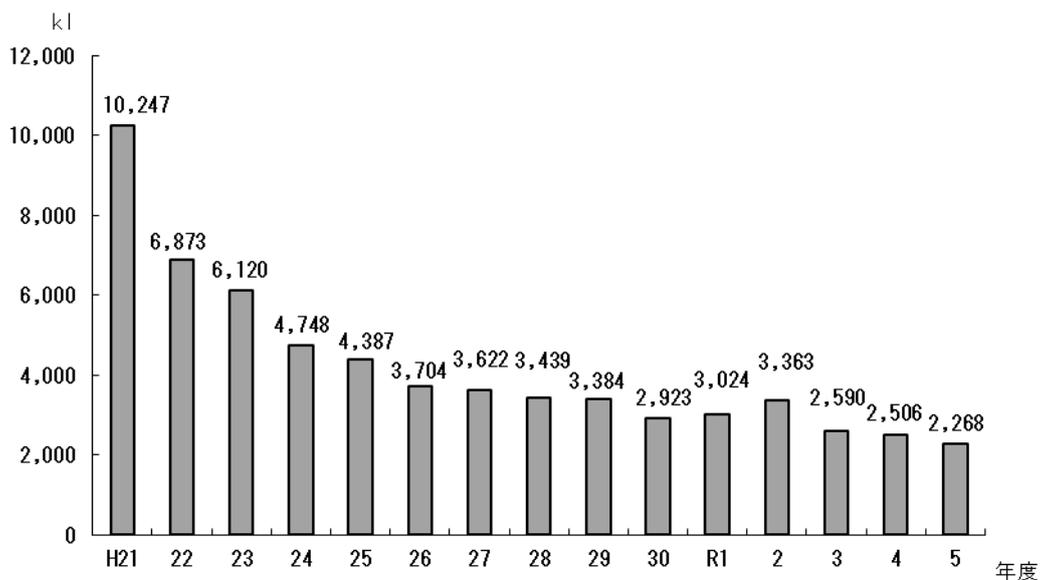


## 第3節 し尿の現況

### 1. し尿処理

大東市では、くみ取り家庭については定期的（おおむね 15 日に 1 回）に収集し、事務所や公共施設については定期的または必要に応じて臨時で収集し、下水道直接放流施設（処理能力：1 日最大 60kl）にて処理しています。

(資料編 表 26～表 29)





## 第5章 環境教育・環境学習



大東八景 ⑥絵日傘の舞 「野崎観音」

「野崎まいり」は、人形浄瑠璃や「お染久松」の物語としても名高く、上方落語でもその様子がおもしろく語られる。「野崎小唄」の流行で全国的にも知られている。あふれる新緑に鐘の音はさわやか。



## 第1節 環境教育・環境学習の支援

### 1. 環境副読本「大東のかんきょう」

平成5年度より環境教育推進事業の一環として、市内の小学校4年生用に環境副読本「大東のかんきょう」を作成し、配布しています。身近な環境に関することから地球温暖化等の地球環境問題に至るまで、幅広い内容を学習できる教材になっています。



### 2. 出前講座

「ごみ」などの環境問題についての出前講座を環境学習の一つとして行っています。

令和5年度は、申し込みがなく実施していません。

## 第2節 人・つながりづくり

### 1. こどもエコクラブ

子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援する「こどもエコクラブ」の地域活動を支えるべく、地域事務局として登録しています。

令和5年度 登録クラブ数…1団体

### 2. 大東シニア総合大学環境学部

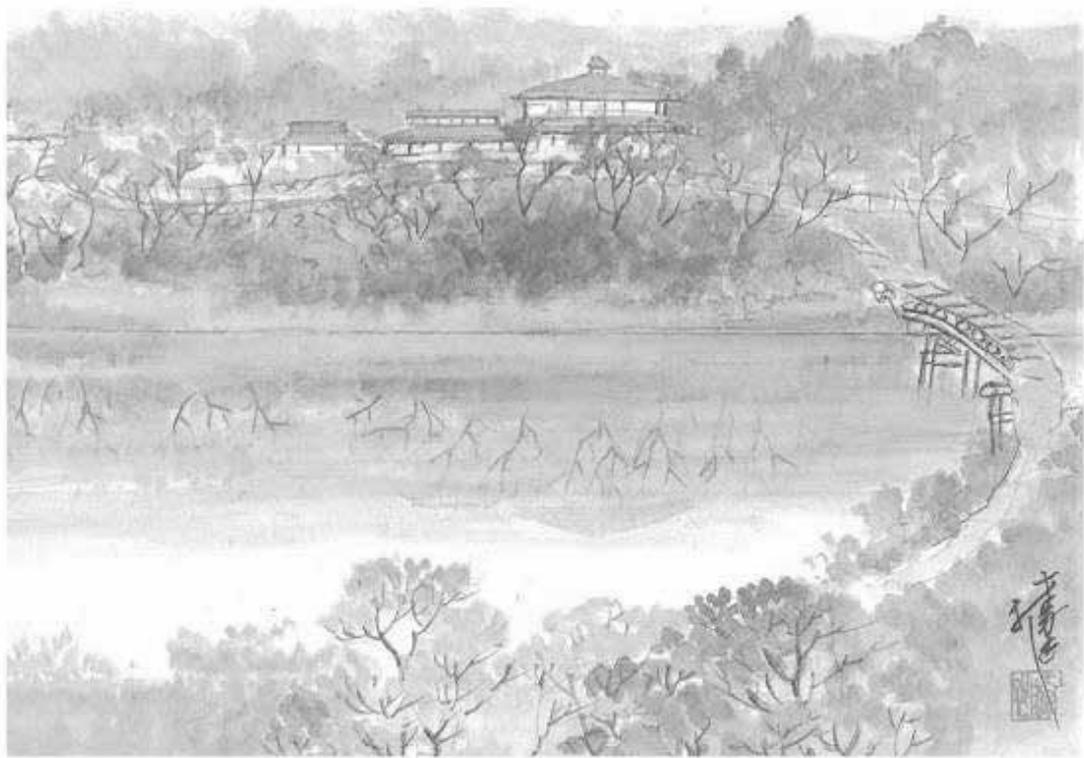
団塊世代の大量退職に伴い、地域に戻ってくるシニア層をターゲットに、環境に関する理解を深め地域での実践者、リーダーとなる人財の発掘・育成を目的に、大阪産業大学と協定を結び、平成20年6月にだいたいシニア環境大学を開校しました。

カリキュラムは地球温暖化問題からごみ・リサイクル問題、里山保全活動に至るまで多岐にわたり、環境についての基礎的な知識を身につけ、環境の保全・再生に関する取り組みを実践することができるように設定、大阪産業大学の教室や公共施設で講義を行っています。平成28年度からは環境学部、観光学部、健康学部3学部による総合大学としてスタートしました。

令和5年度は6名の方が卒業されました。



## 第6章 環境美化



### 大東八景 ⑦緑風のささやき 「野崎飯盛ハイキング道」

飯盛の草花・野鳥の自然観察に、また、飯盛城址等の史跡散策に親しまれている。樹間を抜け出ると市立青少年野外活動センターが桜池と調和して姿を浮かべている。四季の彩りの中を巡るのは楽しい。



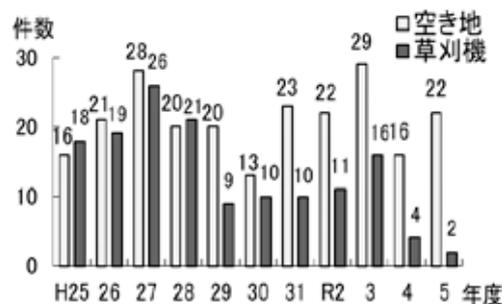
## 1. 空き地等の適正管理

市では、大東市環境の保全等の推進に関する条例に基づき、空き地の所有者等に対して、空き地に繁茂した雑草、枯草、投棄された廃棄物を除去し、空き地への廃棄物の投棄を防止する措置を講じ、適正な管理に努めることを求めています。また、雑草の繁茂により近隣住民に迷惑をかけないように、所有者が希望する場合は草刈機を貸し出しています。

〈令和5年度〉

- 空き地の苦情件数 22件
- 草刈機の貸出件数 2件

空き地等に関する苦情件数と草刈機の貸出件数



## 2. 愛がん動物の適正な管理

市では、大東市環境の保全等の推進に関する条例に基づき、飼犬、飼猫、その他の愛がん動物（以下「飼犬等」といいます。）の飼養者に対し、飼犬等の性質や形状に応じ、近隣住民に危害を与え、または、生活環境を害さないよう飼養することの他、飼養できなくなった場合や死亡した場合には適正に措置することを求めています。

## 3. 屋外広告物対策

市では、不法屋外広告物を一掃することを目的に関係課等が連携し、平成10年から大東市不法屋外広告物等対策連絡会を設置し、定期的な撤去活動を実施しています。

## 4. 地域美化清掃

自治会やボランティア団体による公共の場所の清掃活動に対して、ゴミ袋や軍手等の物品を配付するとともに、集められたごみの回収を行っています。

## 5. ごみの不法投棄

市では不法投棄に対し、関係課が情報の共有と連携を図り、不法投棄された物を速やかに回収する他、その撤去を求める張り紙をするといった対応を行っています。

また、希望される方に不法投棄の防止を訴える啓発看板をお渡しするなどし、不法投棄の防止と地域の美化に取り組んでいます。

## 6. ポイ捨て禁止啓発事業

平成9年に制定された「大東市空き缶等及び吸い殻等の散乱防止に関する条例」（ポイ捨て禁止条例）の啓発事業として、啓発看板を作成し、希望する自治会等に配布しています。

## 7. 衛生害虫

市では、各自治会が行う地域美化清掃活動でご使用いただくためのハエ、蚊、ボウフラ等の衛生害虫の駆除薬剤をお配りし、その駆除に努める他、蜂の駆除用の防護服や草刈り機の貸し出し、駆除協会の紹介を行っています。

また、新たな外来生物であるセアカゴケグモやヒアリについて、発見時の対処方法をホームページでお知らせしています。



## 資料編



### 大東八景 ⑧幽玄の社 「須波麻神社」

延喜式の神名帳に記載されている市内唯一の古い神社である。クロガネモチの保護樹木やカシ、シイの樹林におおわれた静かな境内から喧そうの市街地をのぞむのもあじわい深い。



表 1 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

表 2 オキシダント緊急時等の発令・解除基準

区分	発令基準	解除基準
予報	当該地域の測定点のうち 1 点以上のオキシダント濃度が 0.08ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
注意報	当該地域の測定点のうち 1 点以上のオキシダント濃度が 0.12ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。なお、この解除は予報の解除を含むものとする。
警報	当該地域の測定点のうち 1 点以上のオキシダント濃度が 0.24ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
重大緊急警報	当該地域の測定点のうち 1 点以上のオキシダント濃度が 0.40ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。

「大阪府における光化学スモッグ発生の現況とその対策」2021 年度版より

表3 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1mg/L	25mg/L	7.5mg/L	20CFU/
		8.5以下	以下	以下	以上	100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2mg/L	25mg/L	7.5mg/L	300CFU/
		8.5以下	以下	以下	以上	100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3mg/L	25mg/L	5mg/L	1,000CFU/
		8.5以下	以下	以下	以上	100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上	5mg/L	50mg/L	5mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上	8mg/L	100mg/L	2mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上	10mg/L	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L	—
		8.5以下	以下		以上	

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度 (COD、全窒素、全りんについては、海域のみに基準値が定められています。)

表4 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準 (27項目)

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	四塩化炭素	0.002mg/L以下	チウム	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	チオベンソルブ	0.02 mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

表5 令和5年度水質測定結果(河川・海域)

河川名	権現川		谷田川		鍋田川		恩智川		下八箇荘水路		寝屋川(上流)		寝屋川(下流)		新田一号水路		
	測定値	最大値	最小値	平均値	測定回数	最大値	最小値	平均値	測定回数	最大値	最小値	平均値	測定回数	最大値	最小値	平均値	測定回数
生活環境	流量 (m³/S)																
	P	6.6	9.4	8.8	7.9	7.9	7.2	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
	H	8.1	10.0	8.6	9.4	8.4	5.4	8.5	7.1	6.6	10.0	8.2	4	5.7	8.8	7.4	4
	O	1.2	1.9	1.6	1.4	2.0	1.3	2.9	2.0	1.0	2.4	1.6	4	1.1	2.1	1.6	4
環境	BOD	5.1	5.9	5.7	6.9	5.7	5.2	5.7	5.5	4.1	7.9	6.4	4	6.1	8.8	7.3	4
	COD	1	1	1	2	2	1	1	1	1	5	3	4	1	2	2	4
	SS	1	1	1	2	2	1	1	1	1	5	3	4	1	2	2	4
	大腸菌数 (CFU/100ml)	13	8500	2100	1600	780	210	5700	2200	31	210	120	4	35	4500	1500	4
健康項目	全窒素 (mg/L)	4.9	2.6	1.6	2.8	2.4	2.5	4.0	3.2	1.9	4.2	2.8	4	4.4	8.9	7.1	4
	全リン (mg/L)	0.07	0.25	0.13	0.20	0.33	0.26	0.26	0.36	0.31	0.11	0.18	0.15	0.15	0.38	0.24	4
	全窒素 (mg/L)	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003
	全リン (mg/L)	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003
	ケイ素 (mg/L)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	六価クロム (mg/L)	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	砒素 (mg/L)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	鉛 (mg/L)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	銅 (mg/L)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	アルキル水銀 (mg/L)																
	有機ヒドロカルボン酸 (mg/L)																
	ジクロロメタン (mg/L)																
四塩化炭素 (mg/L)																	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)																	
1,1-ジクロロエタン (mg/L)																	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)																	
1,1,2-ジクロロエタン (mg/L)																	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)																	
トリクロロエタン (mg/L)																	
トリクロロエチレン (mg/L)																	
1,3-ジクロロベンゼン (mg/L)																	
シワラジ (mg/L)																	
チオベンカルブ (mg/L)																	
ベンゼン (mg/L)																	
フェノール類 (mg/L)																	
揮発性有機化合物類 (mg/L)																	
臭気 (mg/L)	0.2	4.3	1.5	1.4	1.0	1.7	2.2	1.9	1.5	0.9	3.0	1.5	4	4.7	8.4	6.1	
ほう素 (mg/L)																	
銅 (mg/L)	0.6	1.1	0.9	1.0	0.8	0.6	0.9	0.7	0.6	0.5	0.7	0.6	2	0.5	1.1	0.9	
フェノール類 (mg/L)	0.005	0.007	0.006	0.017	0.011	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.007	0.006	2	0.005	0.007	0.006	
亜鉛 (mg/L)	0.010	0.010	0.010	0.016	0.015	0.013	0.021	0.016	0.016	0.020	0.018	0.018	2	0.026	0.038	0.032	
鉄 (溶解性) (mg/L)	0.14	0.20	0.17	0.38	0.29	0.10	0.22	0.17	0.14	0.08	0.19	0.14	2	0.08	0.39	0.18	
マンガン(溶解性) (mg/L)	0.01	0.02	0.02	0.11	0.06	0.04	0.06	0.03	0.03	0.01	0.05	0.03	2	0.01	0.03	0.02	
全リン (mg/L)	0.02	0.02	0.01	0.03	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	2	0.01	0.03	0.02	
陰イオン界面活性剤 (mg/L)																	
アンモニア性窒素 (mg/L)																	
硝酸性窒素 (mg/L)																	
亜硝酸性窒素 (mg/L)																	
りん酸性りん (mg/L)																	
E P N (mg/L)																	
アンチモン (mg/L)																	
モリブデン (mg/L)																	
ニッケル (mg/L)																	
塩素イオン濃度 (mg/L)	12	16	14	15	18	16	26	20	23	20	26	23	2	37	48	41	
全鉄 (mg/L)																	
全マンガン (mg/L)																	
電気伝導率 (μS/cm)																	

「< (不等号)」: 不等号付きの数値は、報告下限値未満を示す。また、報告下限値未満を記録した場合の平均値は、その数値を「0」とし、計算した。さらに平均値の計算結果が報告下限値未満の場合は、不等号で示した。

表6 水質汚濁状況の経年変化（測定地点ごとの年間平均値）

【DOの年間平均値】(単位:mg/L)

	H26	27	28	29	30	31	R2	3	4	5
寝屋川上流	8.8	9.1	9	9.1	9	8.3	7.9	8.5	9	8.8
寝屋川下流	6.6	6.8	7.1	7.3	6.1	6.4	6.1	7.3	6.6	7.4
恩智川	7	5.9	6.8	6.9	6.9	7.1	6.5	8	6.8	7.1
権現川	9.8	9.7	9.3	10	9.3	9.8	6.8	9.3	7.4	9.5
谷田川	9	9.4	8.7	12	10	7.7	8.5	8.8	11	9.0
鍋田川	9.2	9.4	8.6	8.9	7.8	8.3	8	8.5	8.1	8.4
下八箇荘水路	4.6	5.2	6.1	7.3	7.5	6.4	7.3	8	7.8	8.2
新田一号水路	9.2	7.6	9.4	10.75	9	8.2	8.6	7.3	9.2	6.7
平均	8	7.9	8.1	9	8.2	7.8	7.5	8.2	8.2	8.1

【BODの年間平均値】(単位:mg/L)

	H26	27	28	29	30	31	R2	3	4	5
寝屋川上流	2.0	1.6	1.5	2.1	1.8	1.7	1.7	1.6	1.3	1.5
寝屋川下流	5.5	3.2	3.9	3.2	2.3	3.7	2.7	2.6	2.0	1.6
恩智川	3.3	2.8	3.3	3.1	2.2	2.3	2.2	2.4	1.6	1.7
権現川	1.8	1.7	2.1	1.5	2.0	2.1	1.9	2.1	1.4	1.6
谷田川	2.6	2.5	3.3	3.0	2.4	2.3	2.1	2.5	1.7	2.0
鍋田川	2.7	3.5	2.7	2.8	2.2	2.3	2.5	2.5	1.7	2.0
下八箇荘水路	3.9	3.4	3.6	3.8	3.0	3.8	2.8	2.4	1.5	1.6
新田一号水路	3.8	2.3	3.3	3.1	2.3	3.1	6.3	2.9	2.0	1.6
平均	3.2	2.6	3.0	2.8	2.3	2.7	2.8	2.4	1.7	1.7

【CODの年間平均値】(単位:mg/L)

	H26	27	28	29	30	31	R2	3	4	5
寝屋川上流	7.2	6.8	6.6	7.9	7.5	7.5	7.7	7	7.9	6.9
寝屋川下流	8.1	8.1	7.9	8.4	7.7	8	8.4	7.6	8	7.3
恩智川	6.8	6.6	6.5	6.6	6.1	5.8	6.2	5.4	6.1	5.5
権現川	5.9	5.2	6.5	5.3	5.7	6	7.1	5.6	6.4	5.5
谷田川	7.7	7	7.6	8	7.3	6.1	6.4	5.9	7.2	6.7
鍋田川	7.2	7.6	7.3	6.9	6.7	6.7	5.8	5.2	6	5.7
下八箇荘水路	9.2	7.6	7.5	8.4	7	7.8	8.2	7	5.6	6.4
新田一号水路	7.7	6	6.6	7.7	6.9	7.8	9.6	7.4	7.4	6.2
平均	7.5	6.9	7.1	7.4	6.9	7	7.4	6.4	6.8	6.3

【SSの年間平均値】(単位:mg/L)

	H26	27	28	29	30	31	R2	3	4	5
寝屋川上流	2.3	1	2	2	3	1	1	1	1	1
寝屋川下流	7.5	8	7	2	4	3	3	3	1	2
恩智川	6.8	3	8	3	2	1	4	2	2	1
権現川	14.3	3	18	1	4	1	3	2	2	1
谷田川	12	19	19	5.3	3	2	4	4	2	2
鍋田川	11	22	22	2	3	2	3	4	2	2
下八箇荘水路	5	4	4	4	6	3	5	3	1	3
新田一号水路	4.8	7	6	4.3	12	5	12	3	2	1
平均	8	8.4	11	3	4.6	2.3	4.4	2.8	1.6	1.5

【大腸菌群数の年間平均値】(単位:MPN/100mL)

	H26	27	28	29	30	31	R2	3
寝屋川上流	9.0×10 <sup>2</sup>	1.9×10 <sup>3</sup>	—	1.1×10 <sup>3</sup>	8.2×10 <sup>2</sup>	3.2×10 <sup>2</sup>	1.5×10 <sup>3</sup>	9.7×10 <sup>2</sup>
寝屋川下流	1.6×10 <sup>3</sup>	1.3×10 <sup>3</sup>	—	6.1×10 <sup>3</sup>	1.8×10 <sup>3</sup>	1.1×10 <sup>3</sup>	3.7×10 <sup>2</sup>	7.2×10 <sup>2</sup>
恩智川	4.7×10 <sup>3</sup>	3.4×10 <sup>4</sup>	—	6.8×10 <sup>3</sup>	2.4×10 <sup>3</sup>	2.0×10 <sup>3</sup>	4.0×10 <sup>3</sup>	6.3×10 <sup>2</sup>
権現川	3.7×10 <sup>3</sup>	1.1×10 <sup>3</sup>	—	5.1×10 <sup>2</sup>	4.0×10 <sup>2</sup>	8.8×10 <sup>2</sup>	8.3×10 <sup>2</sup>	3.5×10 <sup>2</sup>
谷田川	2.1×10 <sup>4</sup>	6.2×10 <sup>3</sup>	—	1.4×10 <sup>3</sup>	2.3×10 <sup>3</sup>	7.2×10 <sup>2</sup>	6.3×10 <sup>3</sup>	4.5×10 <sup>2</sup>
鍋田川	4.4×10 <sup>3</sup>	9.6×10 <sup>3</sup>	—	2.2×10 <sup>3</sup>	7.5×10 <sup>2</sup>	8.8×10 <sup>3</sup>	4.7×10 <sup>3</sup>	1.3×10 <sup>3</sup>
下八箇荘水路	1.0×10 <sup>4</sup>	5.4×10 <sup>3</sup>	—	9.9×10 <sup>2</sup>	2.4×10 <sup>2</sup>	1.6×10 <sup>3</sup>	1.1×10 <sup>3</sup>	3.8×10 <sup>2</sup>
新田一号水路	4.2×10 <sup>2</sup>	4.4×10 <sup>2</sup>	—	1.9×10 <sup>3</sup>	6.0×10 <sup>2</sup>	4.7×10 <sup>3</sup>	2.2×10 <sup>3</sup>	1.8×10 <sup>2</sup>
平均	5.8×10 <sup>3</sup>	7.5×10 <sup>3</sup>	—	2.6×10 <sup>3</sup>	1.2×10 <sup>3</sup>	2.5×10 <sup>3</sup>	2.6×10 <sup>3</sup>	6.2×10 <sup>2</sup>

【大腸菌数の90%値】(単位:CFU/100mL)

	R4	5
	440	180
	2300	1500
	2900	2200
	1200	2100
	460	2000
	1200	780
	400	120
	310	1100
	1200	1248

【全窒素の年平均値】(単位:mg/L)

	H26	27	28	29	30	31	R2	3	4	5
寝屋川上流	8.2	7.2	7.8	7.3	5.8	7.1	6.7	7	7.9	7.9
寝屋川下流	7.7	5.6	6.2	7	6.3	7.8	6.4	6.7	7.2	7.1
恩智川	3.7	2.4	3	3.4	3.6	4.3	2.8	2.8	3.3	3.2
権現川	1.2	1	0.97	0.81	1.2	1.4	4.9	3	4.4	2.6
谷田川	2.4	2	2.6	2.9	2.5	2.7	2.5	2.2	2.4	2.1
鍋田川	3.2	3.2	3.8	2.3	3.3	2.2	2.7	2	2.7	2.4
下八箇荘水路	5.6	4.4	5.1	4	2.8	5.1	4.7	4.4	3.4	2.8
新田一号水路	4.9	2.1	3.1	1.8	2.6	5.7	3.3	4.8	1.8	5.0
平均	4.6	3.5	4.1	3.7	3.5	4.5	4.3	4.1	4.1	4.1

【全リンの年平均値】(単位:mg/L)

	H26	27	28	29	30	31	R2	3	4	5
寝屋川上流	0.41	0.35	0.35	0.16	0.27	0.28	0.26	0.31	0.26	0.29
寝屋川下流	0.44	0.35	0.33	0.33	0.28	0.24	0.24	0.26	0.45	0.24
恩智川	0.39	0.36	0.44	0.37	0.32	0.32	0.32	0.3	0.32	0.31
権現川	0.09	0.078	0.09	0.16	0.12	0.12	0.2	0.14	0.14	0.13
谷田川	0.29	0.18	0.38	0.32	0.21	0.18	0.2	0.17	0.26	0.22
鍋田川	0.39	0.31	0.4	0.35	0.27	0.31	0.22	0.26	0.31	0.26
下八箇荘水路	0.56	0.48	0.54	0.37	0.22	0.34	0.34	0.34	0.14	0.15
新田一号水路	0.18	0.15	0.17	0.13	0.18	0.3	0.27	0.37	0.09	0.10
平均	0.34	0.28	0.34	0.27	0.23	0.26	0.26	0.27	0.25	0.21

【陰イオン界面活性剤】(単位:mg/L)

	H26	27	28	29	30	31	R2	3	4	5
寝屋川上流	0.02	0.01	0.11	0.013	1.12	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01
寝屋川下流	0.03	0.03	0.09	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
恩智川	0.04	0.03	0.06	0.04	0.04	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
権現川	0.05	0.04	0.03	0.015	0.02	0.03	0.02	0.01	0.02	0.02
谷田川	0.03	0.03	0.04	0.04	0.05	0.01	0.03	0.01	0.02	0.02
鍋田川	0.04	0.03	0.04	0.035	0.05	0.02	0.02	0.01	0.02	0.01
下八箇荘水路	0.03	0.02	0.13	0.08	0.1	0.19	0.05	0.04	0.02	0.02
新田一号水路	0.06	0.05	0.09	0.18	0.07	0.02	0.12	0.05	0.04	0.04
平均	0.04	0.03	0.07	0.05	0.18	0.04	0.04	0.02	0.02	0.02

表 7 大阪府寝屋川水域水質調査年平均値（大阪府測定分）

寝屋川 住道大橋

年 度		測定回数 (最新年度)	H28	29	30	31	R2	3	4	5
分析項目										
pH		24	6.8-8.5	6.9-8.3	6.9-8.3	6.7-8.4	6.7-8.8	6.9-8.3	6.8-8.4	6.8-8.6
DO	mg/L	12	8.4	8.9	8.3	8.6	9.0	8.0	8.2	6.7
BOD	mg/L	12	1.8	2.1	2.4	1.8	1.4	2.6	1.7	1.4
COD	mg/L	12	7.1	7.1	7.6	7.5	7.2	8.2	7.4	7.1
SS	mg/L	12	6	7	8	3	6	14	6	4.7
全窒素	mg/L	4	6.2	6.2	5.5	6.5	7.1	6.7	6.6	6.2
全リン	mg/L	4	0.25	0.19	0.21	0.18	0.25	0.30	0.27	0.3
全亜鉛	mg/L	4	0.033	0.023	0.029	0.031	0.036	0.031	0.026	0.022
カドミウム	mg/L	2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	mg/L	2	N.D							
鉛	mg/L	2	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01
ヒ素	mg/L	2	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	mg/L	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
溶解性鉄	mg/L	1	0.09	<0.08	0.12	0.10	0.10	0.11	0.11	<0.08
溶解性マンガン	mg/L	1	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
陰イオン界面活性剤	mg/L	1	0.02	<0.01	0.02	0.06	0.03	<0.01	<0.01	<0.01

恩智川 住道新橋

年 度		測定回数 (最新年度)	H28	29	30	31	R2	3	4	5
分析項目										
pH		24	6.8-8.2	6.8-7.9	7.1-8.1	6.8-8.5	6.9-8.4	6.9-8.2	6.9-8.5	6.9-8.3
DO	mg/L	12	6.5	6.5	6.6	5.8	7.0	7.4	7.5	7.6
BOD	mg/L	12	3.0	3.7	4.4	2.7	2.0	2.5	2.1	1.8
COD	mg/L	12	7.7	7.6	7.4	7.3	6.9	7.1	7.4	6.7
SS	mg/L	12	14	11	8	7	6	14	7	6.3
全窒素	mg/L	4	4.5	4.9	3.7	6.0	5.2	5.5	5.3	4.8
全リン	mg/L	4	0.35	0.29	0.24	0.29	0.29	0.31	0.36	0.32
全亜鉛	mg/L	4	0.042	0.020	0.020	0.026	0.024	0.021	0.021	0.017
カドミウム	mg/L	2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	mg/L	2	N.D							
鉛	mg/L	2	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01
ヒ素	mg/L	2	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	mg/L	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
溶解性鉄	mg/L	1	0.10	<0.08	<0.08	<0.08	0.12	<0.08	<0.08	<0.08
溶解性マンガン	mg/L	1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01
陰イオン界面活性剤	mg/L	1	0.01	0.03	0.02	0.04	0.03	<0.01	<0.01	<0.01

表 8 騒音に係る環境基準

地域の類型		基準値	
		昼間（午前 6 時から午後 10 時）	夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時）
道路に面しない地域	AA（※1）	50 デシベル以下	40 デシベル以下
	A（※2）及びB（※3）	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	C（※4）	60 デシベル以下	50 デシベル以下
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（※5、※6） （備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。）		70 デシベル以下	65 デシベル以下

- ※1. 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域
- ※2. 専ら住居の用に供される地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規程により定められた第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域）
- ※3. 主として住居の用に供される地域（都市計画法第 8 条の規程により定められた第 1・2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない地域）
- ※4. 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域（都市計画法第 8 条の規程により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）
- ※5. 「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいうものとする
  - ① 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）
  - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 9 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 項に定める自動車専用道路
- ※6. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする
  - ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
  - ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

表 9 環境騒音測定結果

<幹線交通を担う道路に近接する空間>

(単位：デシベル)

地点番号	地点名	時間区分	測定値 (LAeq)	環境基準		要請限度	
				基準値	適否	基準値	適否
①	大阪生駒線 (南郷小学校前)	昼間	68	70	○	75	○
		夜間	65	65	○	70	○
②	八尾枚方線 (住道南小学校前)	昼間	66	70	○	75	○
		夜間	63	65	○	70	○
③	一般国道 170 号線(旧) (来ぶらり四条前)	昼間	66	70	○	75	○
		夜間	63	65	○	70	○
④	大阪外環状線 (深野中学校前)	昼間	70	70	○	75	○
		夜間	68	65	×	70	○
⑤	深野南寺方大阪線 (深野中学校前)	昼間	63	70	○	75	○
		夜間	59	65	○	70	○

調査日：令和 6 年 3 月 14 日(木)～15 日(金)

(単位：デシベル)

地点 番号	地点名	時間 区分	断面交通量 (台/10分)					大型車 混入率(%)	走行速度 (km/h)
			大型車	小型車	二輪車	合計			
①	大阪生駒線 (南郷小学校前)	昼間	36	151	16	203	19.3	50	
		夜間	8	59	6	72	11.9	58	
②	八尾枚方線 (住道南小学校前)	昼間	30	139	19	187	17.8	46	
		夜間	4	35	4	41	10.3	49	
③	一般国道 170 号線(旧) (来ぶらり四条前)	昼間	7	77	10	94	8.3	37	
		夜間	0	20	2	22	0.0	42	
④	大阪外環状線 (深野中学校前)	昼間	78	347	14	438	18.4	52	
		夜間	6	102	10	118	5.6	55	
⑤	深野南寺方大阪線 (深野中学校前)	昼間	11	84	5	100	11.6	32	
		夜間	1	19	2	21	5.0	33	

備考) 大型車混入率は、二輪車を除いて算出

調査日：令和6年3月14日(木)～15日(金)

&lt;道路に面しない地域&gt;

(単位：デシベル)

測定地点	用途地域	類型	昼 (午前6時～午後10時)				夜 (午後10時～翌日の午前6時)			
			測定値 (LAeq)	環境基準 (dB)	適否	音源	測定値 (LAeq)	環境基準 (dB)	適否	音源
①野崎第3地域広場 (野崎1丁目)	第2種中高層 住居専用地域	A	49	55	○	自道然	42	45	○	自他
②寺川第3地域広場 (寺川3丁目)	準工業地域	C	55	60	○	自道他	47	50	○	自他
③中垣内浜公園東側 ゲートボール場 (中垣内4丁目)	第1種住居地域	B	51	55	○	自家不	39	45	○	他不
④御領第1地域広場 (御領3丁目)	準工業地域	C	50	60	○	工自然	44	50	○	工不
⑤新田中央公園 (新田中町)	工業地域	C	56	60	○	工自家	50	50	○	自不
⑥東諸福第2地域広場 (諸福3丁目)	準工業地域	C	49	60	○	道家	44	50	○	道不
⑦太子田第1地域広場 (太子田2丁目)	第1種住居地域	B	55	55	○	道自然	42	45	○	他不
⑧南灰塚児童遊園 (灰塚4丁目)	第2種中高層 住居専用地域	A	49	55	○	道自然	42	45	○	他不
⑨幸町第1地域広場 (幸町)	第1種住居地域	B	49	55	○	家然不	38	45	○	家不
⑩緑が丘第3地域広場 (緑が丘1丁目)	第1種中高層 住居専用地域	A	53	55	○	自道然	44	45	○	自不

主な音源	自. 自動車音 家. 家庭音 他. その他の音	道. 自動車以外の道路音 然. 自然音 不. 不特定音	工. 工場・事業所・店舗等の音 特. 特殊音 (航空機・鉄道・建設作業)
------	-------------------------------	-----------------------------------	---

調査日：令和6年2月13日(火)～22日(水)及び2月26日(月)～27日(火)

<自動車騒音常時監視に係る面的評価結果>

路線名	評価区間の延長 (km)	評価区間全体 ①+②					近接空間 ①					非近接空間(全体) ②				
		評価対象 住居等戸数 a=b+c+d+e	昼間・夜間とも 基準値以下 b	昼間のみ 基準値以下 c	夜間のみ 基準値以下 d	昼間・夜間とも 基準値超過 e	評価対象 住居等戸数 a=b+c+d+e	昼間・夜間とも 基準値以下 b	昼間のみ 基準値以下 c	夜間のみ 基準値以下 d	昼間・夜間とも 基準値超過 e	評価対象 住居等戸数 a=b+c+d+e	昼間・夜間とも 基準値以下 b	昼間のみ 基準値以下 c	夜間のみ 基準値以下 d	昼間・夜間とも 基準値超過 e
		(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
一般国道170号	3.2	1130	965	53	0	112	369	255	26	0	88	761	710	27	0	24
一般国道170号(旧)	3.6	1944	1937	6	0	1	765	759	6	0	0	1179	1178	0	0	1
大阪生駒線	4.9	2299	2142	97	0	60	695	590	86	0	19	1604	1552	11	0	41
八尾枚方線	2.3	1311	1280	30	0	1	495	465	30	0	0	816	815	0	0	1

路線名	評価区間の延長 (km)	評価区間全体 ①+②					近接空間 ①					非近接空間(全体) ②				
		評価対象 住居等戸数 a=b+c+d+e	昼間・夜間とも 基準値以下 b	昼間のみ 基準値以下 c	夜間のみ 基準値以下 d	昼間・夜間とも 基準値超過 e	評価対象 住居等戸数 a=b+c+d+e	昼間・夜間とも 基準値以下 b	昼間のみ 基準値以下 c	夜間のみ 基準値以下 d	昼間・夜間とも 基準値超過 e	評価対象 住居等戸数 a=b+c+d+e	昼間・夜間とも 基準値以下 b	昼間のみ 基準値以下 c	夜間のみ 基準値以下 d	昼間・夜間とも 基準値超過 e
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
一般国道170号	3.2	100.0	85.4	4.7	0.0	9.9	100.0	69.1	7.0	0.0	23.8	100.0	93.3	3.5	0.0	3.2
一般国道170号(旧)	3.6	100.0	99.6	0.3	0.0	0.1	100.0	99.2	0.8	0.0	0.0	100.0	99.9	0.0	0.0	0.1
大阪生駒線	4.9	100.0	93.2	4.2	0.0	2.6	100.0	84.9	12.4	0.0	2.7	100.0	96.8	0.7	0.0	2.6
八尾枚方線	2.3	100.0	97.6	2.3	0.0	0.1	100.0	93.9	6.1	0.0	0.0	100.0	99.9	0.0	0.0	0.1

表 10 指定地域内における自動車騒音の限度

区域の区分	基準値 (評価:LAeq)	
	昼間 (6~22時)	夜間 (22~翌6時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 幹線交通を担う道路に近接する区域	75 デシベル	70 デシベル

(1) a 区域、b 区域及び c 区域とは、下記のとおりとする。

a 区域 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

b 区域 都市計画法第 8 条の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域

c 区域 都市計画法第 8 条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(2) 「幹線交通を担う道路に隣接する区域」とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 15 メートル、2 車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。

表 11 工場・事業場騒音に係る規制基準

区域の区分		時間の区分	朝 (6時~8時) 夕 (18時~21時)	昼間 (8時~18時)	夜間 (21時~翌日6時)
第一種区域	第 1・2 種低層住居専用地域、田園住居地域		45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル
第二種区域	第 1・2 種中高層住居専用地域 第 1・2 種住居地域 準住居地域、市街化調整区域、用途地域の指定のない地域		50 デシベル	55 デシベル	45 デシベル
第三種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域		60 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第四種区域	工業地域、工業専用地域のうち、既設の学校、保育所等(※)の周囲 50 メートルの区域及び第二種区域の境界線から 15 メートル以内の区域		60 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
	その他の工業地域、工業専用地域		65 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

※「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、平成 24 年 4 月 1 日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む)並びに幼保連携型認定こども園をいう

表 12 工場・事業場振動に係る規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6時～21時)	夜間 (21時～翌日6時)
第一種区域	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、 市街化調整区域 用途地域の指定のない地域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域 I	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域 II	工業地域、工業専用地域のうち既設の学校、保育所等(※)の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域	65 デシベル	60 デシベル
	その他の工業地域、工業専用地域	70 デシベル	65 デシベル

※「既設の学校・保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、平成24年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む)並びに幼保連携型認定子ども園をいう

表 13 特定建設作業に関する騒音・振動に係る規制基準

	作業可能時刻	1日当たりの最大作業時間	最大作業期間	作業禁止日	基準値 (敷地境界線上)	
					騒音	振動
第1号区域	7時～19時	10時間	連続6日	日曜日、 その他の 休日	85 デシベル	75 デシベル
第2号区域	6時～22時	14時間				

※第1号区域とは、第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定子ども園の敷地の周囲80mの区域内の地域をさす

※第2号区域とは、工業地域のうち第1号区域以外の地域のほか、工業専用地域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部をさす

表 14 振動(デシベル)の大きさの目安(気象庁震度階級)

段階	振動の大きさ (デシベル)	人の体感・行動	屋内の状況
0	55以下	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—
1	56～65	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—
2	65～75	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	75～85	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。
4	85～95	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ棚にある食器類は後を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。
5弱	95～100	大半の人が恐怖を覚え物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
5強	100～105	大半の人が物につかまらなると歩くことが難しいなど行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。
6弱	105～108	立っていることが困難になる	固定していない家具の大半が移動し倒れるものがある。ドアが開かなくなることがある。
6強	108～110	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
7	110以上		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。

表 15 悪臭防止法による規制基準

敷地境界線上の基準 [1号規制基準]

単位：ppm

特定悪臭物質	規制基準値	特定悪臭物質	規制基準値	特定悪臭物質	規制基準値	特定悪臭物質	規制基準値
アンモニア	1	アセトアルデヒド	0.05	イソブタノール	0.9	プロピオン酸	0.03
メチルメルカプタン	0.002	プロピオンアルデヒド	0.05	酢酸エチル	3	ノルマル酪酸	0.001
硫化水素	0.02	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	メチルイソブチルアルデヒド	1	ノルマル吉草酸	0.0009
硫化メチル	0.01	イソブチルアルデヒド	0.02	トルエン	10	イソ吉草酸	0.001
二硫化メチル	0.009	ノルマルペンチルアルデヒド	0.009	スチレン	0.4		
トリメチルアミン	0.005	イソペンチルアルデヒド	0.003	キシレン	1		

排出口の基準 [2号規制基準]

特定悪臭物質	規制基準値 (流量)
アンモニア	<p>排出口の規制基準値(流量)の算出式  <math>q=0.108 \times He^2 \cdot Cm</math></p> <p>排出口の高さの補正(有効煙突高さの計算)  <math>He=Ho+0.65(Hm+Ht)</math></p> $He = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$ $J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T-288}) + 1$ <p>q：流量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方N<sup>3</sup>/h)                      He：補正された排出口の高さ(単位m)                      Cm：特定悪臭物質の種類ごとに定められた敷地境界線の規制基準値(単位百万分率)                      Ho：排出口の実高さ(m)                      Q：温度15℃における排出ガスの流量(単位 m<sup>3</sup>/s)                      V：排出ガスの排出速度(単位 m/s)                      T：排出ガスの温度(単位 絶対温度)                      ただし、補正された排出口の高さ(He)が5m未満となる場合、排出口の規制基準は適応されない。</p>
硫化水素	
トリエチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルペンチルアルデヒド	
イソペンチルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

排出水中の基準 [3号規制基準]

物質名	排出水量			Q：当該事業場の排出水量(m <sup>3</sup> /s) 有効数字は1桁 濃度の単位はmg/L
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q	
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002	
硫化水素	0.1	0.02	0.005	
硫化メチル	0.3	0.07	0.01	
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03	

表 16 種類別公害苦情件数の推移

年度	典型7公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
H26	18	4	0	35	3	0	8	1	69
27	11	2	0	24	4	0	9	1	51
28	33	3	0	47	6	0	11	4	104
29	20	1	0	31	8	0	13	2	75
30	17	2	0	31	11	1	11	5	78
R1	12	3	0	32	5	0	7	2	61
2	20	1	1	33	6	0	11	3	75
3	14	5	0	37	6	0	7	4	73
4	10	7	0	35	12	1	11	2	78
5	12	2	0	39	8	0	9	3	73

※前年度からの未解決件数を含む。

表 17 令和 5 年度温室効果ガス排出量（事務事業編）

調査項目	活動量			温室効果ガス排出量[t-CO <sub>2</sub> ]		排出される温室効果ガス	基準年に対する増減率(%)
	単位	2023年度	2013年度(基準年度)	2023年度	2013年度(基準年度)		
電気	kWh	11,598,722	12,999,239.0	3,021.7	6,681.6	CO <sub>2</sub>	-54.8
都市ガス	m <sup>3</sup>	533,811.7	567,478.0	1,158.3	1,267.8	CO <sub>2</sub>	-8.6
液化石油ガス	m <sup>3</sup>	20,824.6	17,210.0	136.1	102.8	CO <sub>2</sub>	32.4
灯油	L	2,024	956.0	5.0	2.4	CO <sub>2</sub>	111.7
A重油	L	700	19,272.0	1.9	52.2	CO <sub>2</sub>	-96.4
ガソリン	L	24,168	46,916.0	56.1	108.9	CO <sub>2</sub>	-48.5
軽油	L	6,832	17,589.0	17.7	45.5	CO <sub>2</sub>	-61.2
天然ガス	m <sup>3</sup>	0.0	334.0	0.0	0.9	CO <sub>2</sub>	-100.0
カーエアコン	台	1,104	1,656	1.3	2.0	HFC	-34.2
走行距離	km	94,984	353,397	0.7	3.1	CH <sub>4</sub> ,N <sub>2</sub> O	-77.4
温室効果ガス排出量合計	—	—	—	<b>4,398.9</b>	8,267.2	—	<b>-46.8</b>

※排出係数については、環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づいて算出しています。

表 18 令和 5 年度温室効果ガス排出量（区域施策編）

部門・分野		2013年度(基準年度)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度		
								基準年度に対する増減率(%)		
産業部門	製造業	273	196	202	195	231	202	131	-52.1	
	建設業・鉱業	5	4	4	4	3	3	4	-29.3	
	農林水産業	0	9	8	7	7	3	3	—	
		<b>279</b>	<b>209</b>	<b>214</b>	<b>206</b>	<b>241</b>	<b>209</b>	<b>138</b>	<b>-50.5</b>	
業務その他部門		178	135	122	106	101	97	97	-45.2	
家庭部門		182	165	155	125	110	135	107	-41.3	
運輸部門	自動車	旅客	75	71	69	69	67	58	56	-25.4
		貨物	59	58	57	57	57	54	55	-5.9
	鉄道	10	9	8	8	7	7	7	-26.7	
	船舶	0	0	0	0	0	0	0	—	
		<b>144</b>	<b>137</b>	<b>135</b>	<b>133</b>	<b>131</b>	<b>119</b>	<b>118</b>	<b>-17.5</b>	
廃棄物分野(一般廃棄物)		19	23	30	29	21	25	22	19.1	
合計		<b>801</b>	<b>670</b>	<b>656</b>	<b>599</b>	<b>604</b>	<b>584</b>	<b>483</b>	<b>-39.7</b>	

単位：千 t-CO<sub>2</sub>

※環境省が公開する自治体排出量カルテより

※原典データの遡及修正により、過年度の掲載値と異なる可能性があります。

表 19 令和 5 年度だいたいグリーン調達方針

1 目的

本方針は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号、以下「グリーン購入法」という)第 10 条第 1 項の規定及び第 4 期大東市地球温暖化対策実行計画(平成 31 年 3 月策定)に基づき、毎年度策定するものである。大東市が率先して環境に配慮した製品を優先的に購入することにより、市の事業活動に伴って発生する環境負荷の低減を図るとともに、市民・事業者と一体となった循環型社会の形成及び資源採取から廃棄までのライフサイクル全般における環境負荷の低減に資することを目的とする。

2 適用範囲

大東市地球温暖化対策実行計画の対象となる組織(ただし、指定管理者施設は除く)

3 基本的な考え方

- (1) 環境負荷の低減を図るため調達総量をできるだけ抑制する(グリーン購入法第 11 条)。
- (2) 物品等の調達にあたっては性能、機能、品質、価格に加え、資源採取から製造、流通、使用、廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷を考慮する。
- (3) 物品調達基金、単価契約の商品を優先的に購入する。それ以外の商品についてはグリーン購入法適合品を選択し、特定調達品目でないものについても環境に配慮した商品を選択する。

4 特定調達品目の種類及び調達目標

(1) 特定調達品目の種類

特定調達品目とは、重点的にグリーン調達を推進する物品等であり、別表「特定調達品目及び判断基準表」の品目を対象とする。

(2) 特定調達品目の調達目標

特定調達品目	調達目標	特定調達品目	調達目標
紙類（物品調達基金、単価契約物品を含む）	100%	エアコン等	100%
文具類（物品調達基金、単価契約物品を含む）	100%	照明	100%
オフィス家具等	100%	自動車等	100%
画像機器等（リース・レンタル契約含む）	100%	消火器	100%
電子計算機等（リース・レンタル契約含む）	100%	制服・作業服等	100%
オフィス機器等	100%	その他繊維製品	100%
家電製品	100%	役務	100%

5 物品等の調達方法

(1) 特定調達品目に該当する物品等の場合

原則として別表「特定調達品目及び判断基準表」の「判断の基準」を満たす物品等を調達する。また、調達の際に仕様書を伴う場合は、業者にグリーン調達の的確な指示を行うため「判断の基準」を仕様書に明記又は添付し、契約担当課に依頼するものとする。（物品調達基金及び単価契約物品は基準を満たしているので除く）

なお、特定調達品目を調達する場合で品質や価格等から、判断基準を満たす物品等の調達が困難な場合は、それ以外の物品等を調達できることとする。

(2) 特定調達品目に該当しない物品等の場合

上記3の基本的な考え方にに基づき、できる限り環境負荷の少ない物品等を調達するものとする。この場合において、グリーン購入法適合品、又は公的機関や第三者機関等の認定する環境ラベルの表示のある物品等を優先して調達、又は調達するよう仕様を作成し、契約担当課に依頼するものとする。

6 実施状況の把握及び報告

(1) 各課等は、年間のグリーン調達実績を把握し、環境室に報告する。

(2) 環境室は、各課等からのグリーン調達実績を集計し、環境白書等で公表する。

7 推進体制

「大東市環境との共生推進本部」を推進組織とする。

8 改定

本方針は、社会情勢等にあわせ見直し、必要に応じて改定するものとする。

9 事務局

本方針に係る事務は、市民生活部環境室が行う。

10 施行

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

別表 特定調達品目及び判断基準表

	品 目	判 断 基 準	参考となるラベル
紙 類	コピー用紙、印刷用紙 インクジェットカラープリンタ用紙 (色上質紙を除く)	グリーン購入法適合品であること。但し、昨今の古紙需給環境の急激な変化に伴い、入手が困難な場合は、できるだけ環境に配慮した代替品を調達するものとする。	
	シャープペンシル ボールペン 回転ゴム印（本体のみ） ステープラー ステープラー針リムーバー パンチ（手動）	グリーン購入法適合品であること。	
	事務用封筒・窓あき封筒 (紙製)	グリーン購入法適合品であること。封筒用紙についても上記紙類但し書きを適用するものとする。	
オ フ ィ ス 家 具 等	いす 机 棚 収納用什器（棚以外） (各種ロッカー、食器棚など) ローパーティション ホワイトボード	グリーン購入法適合品であること。  ローパーティションとは施工・工事が不要なもの (アクリルパネルは対象外です)	 

画像機器等	コピー機、複合機 プリンタ、プリンタ複合機	グリーン購入法適合品であること。	 																								
	プロジェクタ	グリーン購入法適合品であること。																									
電子計算機等	電子計算機（P C）	グリーン購入法適合品であること。	  																								
オフィス家具等	シュレッダー 掛時計 電子式卓上計算機	グリーン購入法適合品であること																									
家電製品	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	グリーン購入法適合品であること（省エネ法多段階評価4★以上、冷媒及び断熱発泡剤へのフロン類の不使用等） ※できるかぎり、省エネ法多段階評価の5★を購入してください。																									
	テレビジョン受信機	グリーン購入法適合品であること（統一省エネラベル4つ星以上、39V型以下のものは3つ星でも可）	 																								
エアコン	エアコンディショナー ストーブ	グリーン購入法適合品であること ※業務用エアコンは省エネ法多段階評価の4★以上であること。	 																								
照明	LED照明器具 （投光器及び防犯灯を除く）	グリーン購入法適合品であること <table border="1" data-bbox="612 1146 1136 1361"> <tbody> <tr> <td>光源色</td> <td>固有エネルギー消費効率</td> </tr> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="2">120lm/W 以上 ※できれば 144lm/W 以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> <td rowspan="2">85lm/W 以上 ※できれば 102lm/W 以上</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。</li> <li>・特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。</li> </ul>	光源色	固有エネルギー消費効率	昼光色	120lm/W 以上 ※できれば 144lm/W 以上	昼白色	白色	85lm/W 以上 ※できれば 102lm/W 以上	温白色	電球色																
	光源色	固有エネルギー消費効率																									
昼光色	120lm/W 以上 ※できれば 144lm/W 以上																										
昼白色																											
白色	85lm/W 以上 ※できれば 102lm/W 以上																										
温白色																											
電球色																											
電球形LEDランプ	グリーン購入法適合品であること <table border="1" data-bbox="507 1505 1241 1966"> <thead> <tr> <th rowspan="2">光源色</th> <th colspan="2">ランプ効率 A形</th> <th rowspan="2">Ra</th> <th rowspan="2">定格寿命</th> </tr> <tr> <th>E26/E17 口金</th> <th>E26/E17 口金以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="3">110.0lm/W 以上</td> <td rowspan="3">80lm/W 以上</td> <td rowspan="3">Ra 70 以上</td> <td rowspan="3">40,000 時間以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> <td rowspan="2">98.6lm/W 以上</td> <td rowspan="2">70lm/W 以上</td> <td rowspan="2">Ra 70 以上</td> <td rowspan="2">30,000 時間以上</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> </tr> <tr> <td>ビーム開き90度未満の反射形</td> <td>—</td> <td>50lm/W 以上</td> <td>Ra 70 以上</td> <td>30,000 時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電源電圧50V以下、Ra90以上、調光器対応機能付きの場合は、A形（E26/E17口金）以外の基準を適用。調光・調色対応ランプは基準値（最大消費電力時）から5lm/W緩和。</p>	光源色	ランプ効率 A形		Ra	定格寿命	E26/E17 口金	E26/E17 口金以外	昼光色	110.0lm/W 以上	80lm/W 以上	Ra 70 以上	40,000 時間以上	昼白色	白色	温白色	98.6lm/W 以上	70lm/W 以上	Ra 70 以上	30,000 時間以上	電球色	ビーム開き90度未満の反射形	—	50lm/W 以上	Ra 70 以上	30,000 時間以上	 
光源色	ランプ効率 A形		Ra	定格寿命																							
	E26/E17 口金	E26/E17 口金以外																									
昼光色	110.0lm/W 以上	80lm/W 以上	Ra 70 以上	40,000 時間以上																							
昼白色																											
白色																											
温白色	98.6lm/W 以上	70lm/W 以上	Ra 70 以上	30,000 時間以上																							
電球色																											
ビーム開き90度未満の反射形	—	50lm/W 以上	Ra 70 以上	30,000 時間以上																							

自動車等	普通自動車、小型自動車、軽自動車	次世代自動車であること。 ガソリン自動車については令和2年度燃費基準及び平成30年50%低減又は平成17年75%低減排出ガス基準を満たすこと。	
	小型バス 小型貨物車	平成27年度燃費基準及び平成30年50%低減又は平成17年75%低減（小型バス）平成17年50%低減（小型貨物）排出ガス基準を満たすこと。	
消火器	消火器	グリーン購入法適合品であること	
制服・作業服等	事務服 作業服	グリーン購入法適合品であること	
	靴（長靴）	グリーン購入法適合品であること	
その他繊維製品	ブルーシート 旗・のぼり 幕（横断幕、懸垂幕）	グリーン購入法適合品であること	
役務	印刷（冊子、チラシ、ポスター、パンフレット類）	リサイクル適性Aランクの用紙・インキ等の資材の使用（表紙は除く） ※印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること 印刷物へのリサイクル適正の表示 ※納入業者に資材確認票の提出を求めること等により確認 【オフセット印刷】 植物由来の油を使用したインキかNL規制適合のインキを使用 【デジタル印刷】 化学安全性の確認されたトナー又はインキを使用	
	飲料自動販売機設置	グリーン購入法に適合していること ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率が1000kWh以下 ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上 ・ノンフロン機（缶・ボトル飲料、紙容器自販機に適用）であること ・環境配慮設計及びその実施状況の公表 ・本体機器の照明にはLEDが使用されていること ・特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表 ・飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施 ・使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有	
	機密文書処理	機密文書の処理にあたって、製紙原料として利用可能な処理の実施 ・古紙再生の阻害となるものを除去する設備・体制の構築 ・直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備における処理 ・破碎処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理の実施 機密処理・リサイクル管理票の提示	

注) 画像機器等・電子計算機等については、リース・レンタル契約品も対象。

表 20 ごみ処理事業の沿革

年月		沿 革
昭和31年	4月	住道町、四条町、南郷村の2町1村が合併し大東市制スタート
	7月	「大東市清掃条例」施行
38年	9月	一般ごみの収集・運搬を業者委託
40年	6月	東大阪市清掃施設組合第1工場竣工
	10月	東大阪都市清掃施設組合設立（布施・河内・大東の3市） （昭和42年から大東・東大阪の2市）
43年	2月	共同ごみ箱（緑の箱）を龍間地区に設置、以後順次各地区に拡大
45年	12月	東大阪市清掃施設組合第2工場竣工
47年	1月	ごみ収集を週2回実施
	7月	「大東市廃棄物の処理および清掃に関する条例」施行
48年	11月	粗大ごみ収集を年2回実施
50年	3月	東大阪都市清掃施設組合第3工場竣工
	7月	粗大ごみ収集を年3回実施
52年	12月	「緑の箱」廃止の方針決定
56年	3月	東大阪都市清掃施設組合第4工場竣工
63年	4月	粗大ごみ収集を年4回実施
平成元年	4月	一般ごみの祝日収集実施
	3年	8月 大東市牛乳パック・リサイクル推進協議会を設置 9月 市内スーパーで牛乳パックの拠点回収実施 庁舎内で古紙分別回収実施 10月 大東市再生資源集団回収奨励金交付要綱施行 資源ごみ（缶・びん）の分別収集を約1,000世帯でモデル地区を設定して実施 11月 ごみ問題シンポジウム「くらしの中から、ごみの減量を」開催、基調講演 森住明弘氏、環境美化功労者感謝状授与
5年	7月	資源ごみ（缶・びん）の分別収集を約10,000世帯で実施
	9月	市民ごみフェスティバル（東大阪都市清掃施設組合）でガレージセールを担当
6年	1月	大東市ごみの減量を考える市民会議設置要綱施行 啓発紙「大東のごみ事情」第1号発行
	4月	資源ごみ（缶・びん）の分別収集を全地域で実施
	5月	大東市生ごみ堆肥化容器モニター事業要綱施行
	6月	大東市再生資源集団回収推進協議会設置要綱施行
	10月	「大東市廃棄物の減量および適正処理に関する条例」施行 講演会「見えるリサイクル社会への挑戦」の開催、講師 吉村哲彦氏
7年	4月	多量排出事業者に対する減量計画書の提出要請 小学校、保育所にコンポスト容器を順次設置
	5月	フロンガスの回収（臨時ごみの冷蔵庫）
	6月	公共施設（保育所・小学校）にコンポスト容器設置
	8月	夏休み子供向けリサイクル教室「地球号SOS！資源ごみ救助隊」の開催（4日まで）
	10月	第1回市民リサイクルフェア開催、市民会館
8年	2月	大東市ごみの減量を考える市民会議より市長に提言書の提出
	3月	ごみ減量を考える地域懇談会を開催（1年間） 第1期一般廃棄物処理基本計画の策定
	4月	再生資源集団回収奨励金単価の引き上げ（kgあたり3円→4円）
	7月	フロンガスの回収（冷蔵庫を全世帯対象）
	9月	クリーン・コミュニティーだより第1号発行
	10月	大東市生ごみ堆肥化容器貸与要綱施行、EMぼかし容器の貸与を追加 第1期分別収集計画の策定 東大阪都市清掃施設組合ペットボトル減容施設竣工
	11月	フロンガスの回収（エアコンを全世帯対象） だいたうエコライフフェスティバル'96の開催
9年	4月	5種分別収集（一般ごみ・資源ごみ・燃える粗大・燃えない粗大・紙パック）の実施 再生資源集団回収の対象品目に紙パックを追加
	7月	ペットボトルの拠点回収の実施
	10月	6種分別収集実施
	11月	だいたうエコライフフェスティバル'97の開催
10年	3月	大東市牛乳パック・リサイクル推進協議会を解散 O-157問題により小学校、保育所へのコンポスト設置事業を廃止

年月	沿革
10年 4月	大東市障害児・者問題連絡協議会による紙バック拠点の整理等開始
11月	だいたう環境フェア'98の開催
11年 4月	再生資源集団回収奨励金単価の引き上げ (kgあたり4円→5円) 泉小学校紙バック回収モデル事業実施
11月	だいたう環境フェア'99の開催 リサイクル施設見学会の実施 (市民団体との共催事業)
12年 3月	第2期一般廃棄物処理基本計画の策定
11月	だいたう環境フェア2000の開催
13年 4月	小学校に業務用生ごみ処理機を順次設置開始
10月	プラスチック製容器包装の分別収集をモデル地区で実施
11月	だいたう環境フェア2001の開催
14年 3月	共同ごみ箱 (緑の箱) 完全廃止
11月	だいたう環境フェア2002の開催
15年 7月	再生資源集団回収の対象品目に紙製容器包装を追加
11月	だいたう環境・消防・防災フェア 2003 の開催
16年 8月	環境シンポジウム
11月	だいたう環境・防災フェア 2004 の開催
17年 8月	事業系ごみ処理手数料の改定 (月額 1000 円→1320 円)
18年 3月	大東市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則制定 第3期一般廃棄物処理基本計画の策定
5月	だいたう環境フェスタの開催 (大東青年会議所と共催)
6月	だいたうクリーンウォーク&環境フェア 2006 の開催
19年 1月	再生資源集団回収奨励金単価の引き下げ (kg あたり 5 円→4 円)
4月	ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集、粗大ごみの電話予約制実施 公共施設からの樹木等のリサイクルを開始
6月	だいたうクリーンウォーク&環境フェア 2007 の開催
20年 6月	だいたうクリーンウォーク 2008&だいたうシニア環境大学開校式の開催
21年 4月	庁内ごみの分別にペットボトル、プラスチック製容器包装を追加
5月	燃えない小物の収集実施
22年 4月	再生資源集団回収奨励金単価の引き下げ (kg あたり 4 円→3.5 円)
6月	だいたうクリーンウォーク&環境フェア 2010 の開催
23年 3月	第4期一般廃棄物処理基本計画の策定
6月	だいたうクリーンウォーク&環境フェア 2011 の開催
24年 6月	だいたうクリーンウォーク&環境フェア 2012 の開催
25年 4月	再生資源集団回収の対象品目にアルミ缶を追加 粗大ごみのインターネット予約制実施 拠点回収の資源ごみの収集運搬を業者委託
6月	だいたうクリーンウォーク&環境フェア 2013 の開催
26年 6月	だいたうクリーンウォーク&環境フェア 2014 の開催
27年 6月	だいたうクリーンウォーク&環境フェア 2015 の開催
28年 3月	第4期大東市一般廃棄物処理基本計画 (改訂版) の策定
6月	だいたうクリーンウォーク&環境フェア 2016 の開催
29年 3月	東大阪都市清掃施設組合第5工場竣工
4月	東大阪都市清掃施設組合直接搬入ごみの事前予約制実施
6月	だいたうクリーンウォーク&環境フェア 2017 の開催
10月	小型家電リサイクルの宅配回収の実施
30年 4月	水銀使用廃製品の拠点回収の実施
6月	だいたうクリーンウォーク&環境フェア 2018 の開催
8月	小型家電リサイクルの拠点回収の実施
令和元年 6月	だいたうクリーンウォーク&環境フェア 2019 の開催 だいたうプラスチックごみゼロ宣言を表明 スマホアプリ「ごみ分別アプリ」の配信開始
3年 2月	大東市災害廃棄物処理計画の策定
3月	コンタクトレンズ空ケースの拠点回収の実施
4月	第5期大東市一般廃棄物処理基本計画の策定
4年 5月	水銀使用廃製品拠点回収の業者委託
5年 7月	粗大ごみの有料化の実施
8月	東大阪市・東大阪都市清掃施設組合・民間事業者グループとペットボトルの水平リサイクルに 関する協定を締結
12月	廃食用油の拠点回収の実施 家電リサイクル法対象4品目の宅配回収の実施

表 21 ごみ収集量の推移

年度	年間収集量 合計 (t)	一般ごみ (t)			粗大ごみ (t)						資源ごみ (t)					一日の排出量
		直営	委託業者	直接搬入	燃える粗大			燃えない粗大			缶・びん	ペットボトル		紙パック	プラ製容器	
					直営	委託業者	直接搬入	直営	委託業者	火災ごみ		拠点	戸別			
H15	44,656	904	39,852	675	—	—	124	368	1,338	—	1,244	109	—	18	24	946
16	43,891	901	39,142	657	—	—	113	349	1,346	—	1,218	119	—	18	28	933
17	43,029	891	38,515	564	—	—	110	335	1,260	—	1,187	125	—	17	25	912
18	43,448	1,036	38,624	705	—	—	227	320	1,211	—	1,150	131	—	17	27	921
19	39,897	1,061	33,593	778	11	740	182	267	634	21	1,121	65	111	17	1,287	850
20	38,685	1,069	32,529	643	8	817	271	214	679	1	1,054	53	112	17	1,220	823
21	37,638	1,013	31,656	553	7	752	310	184	769	7	1,057	47	66	15	1,201	803
22	37,499	1,071	31,540	549	7	810	250	174	789	14	997	44	73	14	1,167	806
23	38,014	1,081	32,019	569	4	752	182	284	803	15	1,010	42	51	13	1,189	821
24	37,786	1,035	31,927	612	5	699	203	302	764	1	980	43	156	16	1,043	824
25	37,362	1,161	31,680	649	17	681	171	96	675	14	952	57	97	7	1,105	821
26	37,062	1,038	31,653	669	26	632	152	83	623	32	903	63	121	9	1,058	817
27	37,120	1,144	31,545	558	37	674	207	103	665	2	916	74	132	8	1,055	823
28	36,449	1,093	31,090	421	27	660	183	145	684	1	876	72	72	8	1,115	813
29	35,601	992	30,530	387	35	653	58	128	695	0	849	65	181	8	1,020	808
30	35,846	1,010	30,507	403	185	775	56	60	728	6	835	27	88	8	1,158	824
R1	35,925	877	30,546	501	102	779	82	170	752	22	804	23	116	5	1,146	827
2	34,709	703	29,549	369	122	722	111	155	803	42	814	22	145	5	1,147	803
3	34,030	668	29,062	390	101	645	157	99	723	47	774	28	102	5	1,182	795
4	33,600	634	28,480	439	281	707	121	95	774	25	742	26	101	5	1,170	793
5	32,318	670	27,451	467	279	524	121	142	612	59	697	22	66	5	1,202	767

※平成 18 年までの燃える粗大ごみは一般ごみに、火災ごみは燃える粗大ごみの直接搬入に含む。

※プラ製容器の数値について、13～18 年度はモデル地区での収集量、19 年度以降は混合（戸別）収集のペットボトルを除いた数値である。

表 22 小動物の焼却

年度	犬	猫	その他	合計
H22	204	692	144	1,040
23	196	739	130	1,065
24	185	745	142	1,072
25	194	770	149	1,113
26	144	792	143	1,079
27	128	718	149	995
28	159	768	179	1,106
29	136	673	197	1,006
30	147	634	232	1,013
R1	124	546	268	938
2	88	440	320	848
3	94	338	300	732
4	96	259	270	625
5	113	244	312	669

東大阪都市清掃施設組合「ごみ処理施設概要」より

表 23 集団回収実績の推移

(単位 : kg)

年度	新聞	雑誌	ダンボール	紙パック	古布	紙製 容器包装	アルミ缶	合計	団体数
H19	2,721,456	675,269	262,064	6,092	205,038	14,496	—	3,884,415	111
20	2,662,702	650,011	303,518	4,626	174,367	15,155	—	3,810,379	113
21	2,278,737	560,321	298,630	4,144	171,680	14,178	—	3,327,690	114
22	2,255,191	548,960	307,837	5,246	173,305	13,130	—	3,303,669	114
23	2,145,719	546,777	308,514	5,534	185,335	13,069	—	3,204,948	115
24	2,072,739	537,749	317,987	5,881	175,903	13,075	—	3,123,334	118
25	2,034,133	535,660	315,776	4,354	164,609	12,536	53,192	3,120,260	119
26	1,993,880	532,457	340,964	4,727	156,722	13,266	70,001	3,112,017	120
27	1,852,813	500,226	364,391	5,298	155,120	13,293	68,968	2,960,109	121
28	1,703,880	460,815	359,933	10,724	146,340	17,856	65,186	2,764,734	124
29	1,584,264	434,049	374,880	6,857	137,779	16,440	63,319	2,618,264	124
30	1,497,140	426,310	386,749	4,172	140,665	19,002	69,339	2,543,377	124
R1	1,319,697	391,558	339,551	3,593	137,490	13,392	64,568	2,269,849	123
2	1,095,595	383,912	390,863	5,416	99,095	9,483	72,402	2,056,766	123
3	1,081,876	363,442	389,968	4,603	120,975	9,382	71,784	2,042,030	124
4	1,012,646	337,298	357,958	4,021	111,704	7,698	65,467	1,896,792	122
5	879,058	308,191	347,970	3,718	102,746	6,968	58,726	1,707,377	121

表 24 樹木・せん定枝等リサイクル量

年度	処理量 (トン)
H29	362.82
30	505.28
R1	405.62
2	424.00
3	385.48
4	412.07
5	321.25

表 25 生ごみ堆肥化容器貸与及び設置補助実施 (単位 : 世帯) ※家庭ごみの減量・資源化を目的とする。

年度	コンポスト	EMぼかし	電動式	予算額	決算額
H19	7	2	47	1,008,000	759,600
20	3	2	30	1,008,000	595,500
21	6	4	10	808,000	219,600
22	2	0	10	408,000	217,000
23	5	0	8	208,000	192,400
24	1	0	6	308,000	128,400
25	1	0	9	308,000	172,600
26	1	2	5	204,000	83,300
27	0	0	4	144,000	80,000
28	0	1	5	144,000	40,600
29	0	0	4	144,000	80,000
30	1	0	7	100,000	83,792
R1	0	0	5	100,000	81,400
2	1	0	5	100,000	99,900
3	2	0	12	200,000	193,800
4	6	0	7	200,000	104,700
5	3	0	14	200,000	157,400

表 26 し尿処理事業の沿革

年月日			沿 革
昭和31年	4月	1日	南郷村、住道町、四条町の2町1村が合併し、大東市が誕生
	7月	1日	保険衛生課（国民健康保険係、衛生防疫係、施設係）として出発 「大東市清掃条例」を施行（昭和31年10月5日公布）
32年	7月	5日	保険衛生課を保険課に変更（保険係、施設係）
36年	3月	31日	保険課を廃止し市民課に編入（庶務係、戸籍係、衛生係、年金係、窓口相談係）
39年	4月	1日	「布施市清掃新田工場」が運転を開始
	7月	20日	保険衛生課新設（環境衛生係）
	9月	1日	し尿処理の委託を開始（6業者） し尿収集手数料の現金払いを「し尿くみ取券」に変更し尿のくみ取り地域を指定
40年	10月	1日	保険衛生課を廃止し衛生課新設（予防衛生係、環境衛生係）
41年	7月	4日	7月1日豪雨災害による汚物取扱委託契約を締結
	9月	26日	9月19日豪雨災害による汚物取扱委託契約を締結
43年	5月	1日	し尿処理手数料別納制度開始
44年	4月	1日	し尿収集業者（6業者）による大東興産㈱を設立
	11月	1日	部制が敷かれ民生部衛生課となる（庶務係、予防衛生係、清掃第1係、清掃第2係）
46年	3月	31日	大東興産㈱解散
	4月	1日	し尿収集業務を9業者に委託
47年	7月	1日	大東市清掃条例の全部を改正、大東市廃棄物の処理および清掃に関する条例を公布・施行
49年	8月	1日	東大阪市と大東市で一部事務組合を設立、名称を東大阪市・大東市清掃センターとする
50年	4月	1日	民生部環境衛生課に名称変更（予防衛生係、清掃第1係、清掃第2係）
53年	4月	1日	民生部衛生課に名称変更（予防係、清掃第1係、清掃第2係）し尿処理業務を8業者に委託
55年	7月	1日	生活環境部衛生課に名称変更（予防係、清掃第1係、清掃第2係）
56年	2月	26日	大東市清掃業組合長より公共下水道整備事業普及に伴う陳情書を受ける
63年	11月	2日	大東市清掃業組合長よりし尿収集委託業者の転廃業に伴う要望書を受ける
平成 2年	8月	1日	大東市し尿収集委託業者（8業者）が廃業届を提出し、平成2年9月30日付けで廃業
	8月	17日	大東市清掃業組合と、し尿収集運搬委託業者の転廃業補償についての覚書を締結
3年	4月	1日	し尿収集業務を7業者に委託
	10月	1日	浄化槽汚泥投入受入開始（20業者）、浄化槽清掃業者（20業者）により「浄清会」を設立
5年	11月	15日	機構改革により衛生課および生活環境課を統合し、市民生活課および環境政策室となる。環境政策室は、環境対策班、資源対策班、クリーン第1班、クリーン第2班で構成
	4月	1日	浄化槽清掃業・収集運搬業の許可制度を導入（21業者に許可）
6年	10月	1日	「大東市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の全部を改正
	7年	4月	1日
8年	3月	31日	1業者がし尿収集業務を廃業（平成8年3月31日付）
	4月	1日	し尿収集業務を6業者に委託
10年	3月	31日	し尿券制度を廃止
11年	3月	31日	1業者が浄化槽清掃業・収集運搬業廃業（21許可業者となる）
12年	4月	1日	し尿処理手数料の郵便局での納入制度を実施
14年	3月	31日	1業者がし尿収集業務を廃業（平成14年3月31日付）
	4月	1日	し尿収集業務を5業者に委託 機構改革により環境対策班が環境政策課となり、その他の班が環境事業課となる
16年	3月	31日	1業者がし尿収集業務を廃業（平成16年3月31日付）
	4月	1日	し尿収集業務を4業者に委託、浄化槽清掃業・収集運搬業の許可（19業者に許可）
	7月	1日	生活排水処理基本計画を策定
17年	2月		東大阪市・大東市清掃センター新田事業所旧施設を廃止。下水道直接放流施設が本格稼働
18年	4月	1日	浄化槽清掃業・収集運搬業の許可（18業者に許可）
22年	3月	31日	東大阪市・大東市清掃センター一部事務組合を解散
	4月	1日	大東市し尿処理センター運営開始
23年	4月	1日	機構改革により環境政策課と環境事業課を統合し、環境課となる
25年	4月	1日	し尿収集業務を大東市環境衛生事業協同組合に委託
28年	9月	28日	「旧東大阪市・大東市清掃センター新田事業所跡地に関する基本協定書」の締結
30年	4月	1日	大東、寝屋川、枚方、守口、門真、四條畷、交野、東大阪で、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定（8市災害時協定）を締結
31年	4月	1日	大東、寝屋川、門真、四條畷で、し尿の処理に係る相互支援協定（4市緊急時協定）を締結

表 27 し尿処理量の推移

年度	し尿収集 世帯数	稼動 日数	し尿収集量 (kℓ)	浄化槽汚泥 収集量(kℓ)	総収集量 (kℓ)	一日 当たり 収集量(kℓ)	一世帯 当たり 収集量(kℓ)
H23	851	243	2,922	3,288	6,210	26	3.43
24	736	245	2,320	2,429	4,749	19	3.15
25	625	243	2,059	2,328	4,384	18	3.29
26	565	245	1,865	1,839	3,704	15	3.30
27	527	243	1,878	1,744	3,622	15	3.60
28	498	243	1,710	1,729	3,439	14	3.43
29	441	244	1,509	1,875	3,384	14	3.42
30	414	244	1,379	1,544	2,923	12	3.33
R1	377	244	1,396	1,628	3,024	12	3.70
2	348	243	1,213	2,150	3,363	14	3.48
3	328	243	1,175	1,415	2,590	11	3.58
4	320	243	1,070	1,436	2,506	10	3.34
5	303	243	1,042	1,226	2,268	9	3.43

※一世帯当たり収集量はし尿収集に対するものである。(収集世帯数については年度末の数字)

表 28 収集対象世帯の推移

年度	世帯数					人口				
	汲取	浄化槽	下水道	自家	合計	汲取	浄化槽	下水道	自家	合計
H23	851	2,373	51,931	3	55,158	1,632	5,697	119,027	10	126,366
24	736	2,164	52,011	3	54,914	1,450	5,099	118,591	10	125,150
25	625	1,863	52,599	3	55,090	1,191	4,366	118,700	10	124,267
26	565	1,795	53,049	3	55,412	1,071	4,184	118,483	10	123,748
27	527	1,742	53,539	3	55,811	977	3,969	118,312	10	123,268
28	498	1,755	53,646	0	55,899	911	3,951	117,365	0	122,227
29	441	1,679	54,116	0	56,236	786	3,747	116,804	0	121,337
30	414	1,639	54,466	0	56,519	736	3,630	116,171	0	120,537
R1	377	1,581	55,145	0	57,103	666	3,455	116,017	0	120,138
2	348	1,605	55,401	0	57,354	606	3,470	115,050	0	119,126
3	328	1,577	55,512	0	57,417	564	3,360	113,967	0	117,891
4	320	1,430	56,050	0	57,800	542	3,001	113,420	0	116,963
5	303	1,435	56,438	0	58,176	510	2,946	112,737	0	116,193

表 29 大東市し尿処理センター（平成 21 年度まで東大阪市・大東市清掃センター）における投入実績の推移

(単位：kℓ)

年度	大東市		東大阪市		合計
H22	6,873	-	-	-	6,873
23	6,210	-	-	-	6,210
24	4,749	-	-	-	4,749
25	4,387	-	-	-	4,387
26	3,704	-	-	-	3,704
27	3,622	-	-	-	3,622
28	3,439	-	-	-	3,439
29	3,384	-	-	-	3,384
30	2,923	-	-	-	2,923
R1	3,024	-	-	-	3,024
2	3,363	-	-	-	3,363
3	2,590	-	-	-	2,590
4	2,506	-	-	-	2,506
5	2,268	-	-	-	2,268

# 環境美化都市宣言

(平成2年3月23日制定)

わたくしたちの生活は豊かで便利になったが、自然や緑、まちの清潔さや人々の心のうるおい等が次第に失われ、生活環境がそこなわれつつある。

このような中で、失われた自然や緑を回復していくことや、まちを美しくしようとする関心は高まってきている。

そのためにはわたくしたち一人ひとりが身近なところから、共通の努力をしていかなければならない。

わたくしたち自身と次代の人々のためにも、みんなが進んでいきま  
りを守り、協力して、

道路や川を愛し、

ゴミのない、

花と緑にあふれた、心なごむ美しいまちをつくろう。

ここに大東市民の名において宣言する。

# 大東市環境基本条例 前 文

わたしたちのまち大東市は、生駒の山並みに抱かれ、寝屋川を擁する豊かな自然に恵まれています。また、大阪への交通のかなめの地として、古墳時代の遺跡が残るほど古くから、生活と産業の拠点でもある利便性と、野崎まいりにみられるひなのなごみを共有し、人々に愛されてきたまちです。

しかし近年の大東の姿には、近代化の影響と水害対策や幹線道路の利便性追求にかたよった、機能的なはたらきが目立ってきました。これも大きな成果ではありますが、反面で山や川と密接に関わる先人たちが築いた循環型の生活共同体は過去のものとなり、人と自然との関わり、人と人との関わりも希薄になったようにみえます。わたしたちは、次世代のためにも心と心が通い合う新しい循環型の豊かなまちを取り戻さねばなりません。

地域による環境問題への取組も、それに重なります。地球環境問題をも含めた様々な課題を解決するためには、天然資源やエネルギーの消費を最小限にし、廃棄物や温室効果ガスの排出も最小にする循環型社会へと、形成し直すことが求められています。

そのためには、まずこの地の自然を守り、歴史や文化を継承し、より美しいまちに育てながら、よりよい環境を次世代につなぐ地域力が欠かせません。このまちで活動する事業者の協力も含めて、個人からサークル、地区の活動を通して、市全体の動きへと展開する地域力が求められます。

わたしたちのまちにとって、環境問題への取組と住み良いまちづくりは一体です。

わたしたち、つまり市民、事業者、行政を含むすべての大東市に関わるものは、快適でうるおいのある豊かな環境を享受するという市民の権利を確保するために地域力を結集し、「思いは地球的に、行動は地域で！」の精神にのっとり、この大東の地に、生活と産業の両立、人と自然、人と人とのふれあいを基本にする循環型社会の創生をめざして、この条例を制定します。

(平成 18 年 3 月 30 日条例第 5 号)

## 大東市ゼロカーボンシティ宣言文

大東市は、多くの河川や水路、飯盛・生駒の緑豊かな自然環境に恵まれ、人情深い河内の風土のもと、野崎まいりやだんじり祭りなどの伝統文化が大切に育まれながら、活気あふれる都市の街並みが続くまちへと発展してきました。

近年、地球温暖化に関する意識が世界的に高まり、2015年にはパリ協定が合意され、日本においても、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の取組みが全国的に進んでいます。急激な温暖化は海面の上昇など自然環境に様々な影響を与え、その自然環境の変化は私たちの暮らしに大きく関わります。

本市においても緑豊かな自然環境に恵まれた大東市を次世代の人々に継承するため、SDGsの理念のもと「地球温暖化対策実行計画」を策定し、市自らが率先して温室効果ガスの削減に最大限に取組み、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことをここに宣言します。

大東市長





## 大東市

(編集) 市民生活部 環境室

(発行) 令和7年3月

TEL 072-870-4014/FAX 072-870-9608

〒574-8555 大東市谷川 1-1-1

印刷物番号
-------

6-63
------